

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和元年 9 月 18 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 6 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・松岩・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「組織改革の取組について」

○（総務）組織改革担当次長

組織改革の取り組みについて、報告いたします。資料をごらんください。

組織改革の実施予定日は令和3年4月1日で、基本的な考え方として、時代の変化に対応した効率的で市民の利便性の高い組織づくり、人口規模、財政規模に見合った組織づくり、公共施設再編計画、小樽市収支改善プランとの整合性を確保した組織づくりの3点を掲げており、具体的な取り組み方向として、子育て支援の強化、ワンストップ相談窓口の設置など市民ニーズへの対応、類似事業や関連性のある業務の集約、所管部署の見直しの3点を示しております。

進め方は、市長のリーダーシップの下で進める組織改革とし、スケジュールとしては、本年11月までに組織改革素案を作成し、令和2年3月までに組織改革案の決定、その後6月の市議会第2回定例会で組織改革案の審議、パブリックコメントを経て、9月の第3回定例会で関連する条例改正、補正予算の審議をいただき、令和3年4月から新組織としてスタートすることとしております。

○委員長

「第2期小樽市総合戦略の策定について」

○（総務）企画政策室木島主幹

第2期小樽市総合戦略の策定について、報告させていただきます。

国においては、ことし6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を閣議決定し、その中で、令和2年度から5年間の第2期総合戦略を策定することとしております。また、地方においても、国の総合戦略を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目のない取り組みが求められていることから、次期総合戦略策定を進める必要性が指摘されております。

このため、第2期小樽市総合戦略の策定に向けて、7月に外部有識者で構成される人口対策会議を開催したところであります。その会議において、第2期小樽市総合戦略の策定方針として、当面の目標を社会減の改善とすること、経済と暮らしの好循環を図るために仕事に着目していくこと、メーンターゲットを若年層及び子育て世代とすることなどを説明し、了承いただいたところであります。

現在の小樽市総合戦略は平成27年10月に策定し、その計画期間は今年度末までとなっておりますので、今後も人口対策会議などで御意見を伺いながら、年度末までに策定したいと考えております。

○委員長

「第7次小樽市総合計画策定に係る経過報告について」

○（総務）企画政策室品川主幹

第7次小樽市総合計画策定に係る経過報告をいたします。

まず、策定経過と今後の予定についてです。基本計画の原案を小樽市総合計画審議会に諮問しておりましたが、8月28日に答申を受けましたので、8月29日付で各議員に配付したところであります。今後、答申をもとに最終調整を行い、10月に策定を終え、その後、策定済みの基本構想とあわせて冊子版、概要版を作成し、市民、関係団体などに配付する予定です。なお、市民向けには概要版を年明けをめどに新聞折り込みで配布する予定です。

次に、資料に基づき、総合計画の進捗管理のための市民アンケートについて報告いたします。

第7次小樽市総合計画では、施策に関する市民意識を指標の一つとすることとしまして、その基準値を設定するためのアンケート調査を8月に行いました。

次のページ、横棒グラフのあるページをごらんください。ページの下に凡例がありますが、グラフの左側の青色と黄色の部分、各設問に対する5段階の回答のうち、「当てはまる」と「やや当てはまる」、この合計を基準値とする予定です。なお、上から二つ目と三つ目にあります「子育てがしやすいと感じている」という設問に対し、上が全回答者、下の括弧書きがそのうち18歳未満の子供がいる世帯の回答という意味で、基準値としては当事者である18歳未満の子供がいる世帯の数値を採用する予定です。

以下、幾つか同様の設問があります。次のページに基本計画に登載予定の基準値を記載しております。

○委員長

「令和2年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）について」

「令和元年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

「石狩西部広域水道企業団議会の令和元年第1回臨時会及び第2回定例会について」

○（総務）企画政策室高山主幹

初めに、石狩湾新港管理組合から事前に協議を受けております、令和2年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）について、資料に基づきまして説明いたします。

資料の1枚目は、令和元年度配分額と令和2年度要求額を事業別に示した表で、2枚目が位置図となっております。それぞれ番号が付号しておりますので、あわせてごらんください。

初めに、国の直轄事業になりますが、位置図右側の「①北防波堤」につきましては、港内の静穏度を確保するため、既設の防波堤を延伸するもので、令和2年度はケーソン製作・据付などの本土工を予定しております。

次に、位置図左側の「②岸壁（-14m）」ですが、洋上風力発電事業の導入を支援するため、施設の地耐力を強化し、風力発電設備の組み立てヤードとして利用できるよう整備するものです。

次に、位置図右側の「③岸壁（-12m）」ですが、金属くずの輸出増加と輸出船舶の大型化に伴い、既設岸壁では施設の能力が低いことから、新たに水深12メートルの岸壁の整備を行うものです。

以上、国直轄事業は①と②が継続事業、③が新規事業となっており、事業費は42億7,000万円、管理者負担分は8億2,750万円となっております。

次に、交付金事業ですが、位置図右側の「④臨港道路東線」と左側の「⑤西/樽川ふ頭線」につきましては、いずれも交通の円滑化を図るため、④は新規事業として令和2年度は実施設計を、⑤につきましては継続事業で道路整備を行うもので、この交付金事業2件の合計は1億3,200万円、管理者負担分は5,280万円となっております。

最後に、位置図左側の「⑥荷役機械」ですが、コンテナ貨物増への対応や、既設の機械が故障した場合の危機回避のため新たに1基増設するもので、令和2年度は継続事業として本土工を実施し、事業費は13億円を予定しております。

これら六つの事業を合わせまして、事業費全体で57億200万円、管理者負担分は21億8,030万円の要求額となっております。また、表の左側に記載しております令和元年度の配分額につきましては、事業費全体で合計40億1,800万円の予算要求に対し、配分された結果は、表の左下にありますとおり、合計17億4,960万円となりました。なお、本件につきましては、小樽港湾振興会及び小樽商工会議所に意見照会をしましてまいりましたが、それぞれ意見がない旨の回答をいただいているところございまして、市といたしましてはこれを踏まえて検討した結果、本件については同意したいと考えております。

続きまして、令和元年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る8月5日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例の一部を改正する条例案、石狩湾新港管理組合入港料条例の一部を改正する条例案、工事請負契約の締結に関する件の3件が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。また、報告事項につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資等を行っている法人の経営状況を説明する書類2件の報告がありました。

続きまして、石狩西部広域水道企業団議会の令和元年第1回臨時会が去る7月16日に、また、第2回定例会が去る9月2日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

第1回臨時会におきましては、議案として専決処分承認の件3件が提出され、いずれも承認されました。

第2回定例会におきましては、議案第1号平成30年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定の件が認定され、また、報告第1号平成30年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計資金不足比率報告の件について報告がありました。

○委員長

「平成30年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

小樽市職員倫理条例第24条の規定に基づきまして、平成30年度における同条例の運用状況について報告をいたします。資料をごらんください。

まず、「1 公益通報」は、第14条に定める市職員からの通報でございますけれども、匿名により1件ございました。4月12日に通報受け付けした「公務災害認定請求書の虚偽について」ですけれども、記載された災害発生状況、けがをした現場等が違うのではないかという内容でしたけれども、調査の結果、認められませんでした。

続きまして、第12条に定める「2 不当要求行為等」につきましては1件ございましたけれども、内容を公表することで暴力行為を行った相手方を刺激する可能性もありますので、件数のみの記載としてございます。

最後に、倫理条例第6条に定める「3 職員研修」でございますけれども、合計52件実施し、延べ1,034名が受講しております。そのうちコンプライアンス公務員倫理及び地方公務員法に関する研修につきましては7件実施し、延べ160名が受講いたしました。

○委員長

「公共施設再編素案について」

○（財政）中津川主幹

公共施設再編素案について、事前にお配りさせていただきました資料1に基づきまして説明をさせていただきます。

まず7ページをごらんください。本市は財政状況が厳しい中、公共施設の老朽化対策が課題となっており、その課題解決に向けて公共施設再編計画の策定に取り組んでおりますが、昨年度はここに記載されております老朽化が進んだ公共施設を中心に39施設を再編対象として選定いたしました。これら再編対象施設につきまして、将来の市民に過度な負担を残さず、持続可能な市民サービスの提供が図られるよう、施設総量の削減、本市の特性や市民ニーズの変化に対応、安全性の確保の三つの再編方針をもとに、このたび複数の再編素案を作成いたしました。

具体的な再編内容につきましては、30ページをごらんください。ここに再編素案1から3を記載させていただいておりますが、三つの案の違いは、小樽商業高校、小樽市総合体育館、小樽市民会館、銭函地区の銭函市民センターと銭函サービスセンターの再編内容に違いがあり、その組み合わせによって3パターンの案となっております。これ以外の施設は素案1から素案3まで共通の案となっているものです。基本的にはこの三つの素案の中から一つの再編計画案としたいと考えておりますが、1案とするに当たりましては、今定例会の議会議論や市民の皆様の御意見を踏まえて、第4回定例会におきまして再編計画案をお示しする予定であります。また、年明けの1月にはパブリックコメントを実施し、第1回定例会におきましては最終的な公共施設再編計画を報告させていただく予定と

なっております。なお、議会や市民の皆さんの御意見をお聞きした中で、素案の組み合わせを変更することや、新たな案を盛り込むという場合もあると考えております。

次に、市民意見交換会につきましては、お配りした資料2に記載させていただきましたとおり、10月中に市内7カ所、8回実施させていただきます。

○委員長

「朝里小学校と豊倉小学校の統合について」

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

朝里小学校と豊倉小学校の統合について、報告いたします。

豊倉小学校については、児童数の減少などにより教育環境の低下が懸念されたことから、保護者や地域と懇談を重ね、令和2年4月に朝里小学校と統合することとし、平成31年市議会第1回定例会で報告しておりますが、その後、統合協議会を設置し協議を行っておりますので、概要について報告いたします。

資料をごらんください。朝里小学校・豊倉小学校統合協議会はこれまで2回開催しており、①の6月27日の第1回協議会では、朝里小学校・豊倉小学校統合協議会設置要綱を決定した後、正副会長を選出しました。また、協議の進め方については、正副会長が協議事項の原案や考え方をまとめ、統合協議会に諮り進めていくことを基本とすることとし、課題によっては統合協議会の中で各委員から提案を受け、全体で協議を行うこと、児童の事前交流については朝里小学校と豊倉小学校で実施内容を協議の上、可能なものから進め、その結果を統合協議会に報告すること、通学の安全確保については教職員や保護者等で新たな通学路の点検を行い、その結果を統合協議会に報告することといたしました。

次に、②の8月27日の第2回統合協議会では、統合校の教育目標及び特色ある学校づくりについては、統合を「さらに魅力ある新しい学校づくりを進める機会」とするため、統合校の新しい教育目標を設定し、そのもとで特色ある学校づくりを進めること、新しい教育目標や特色ある学校づくりの参考とするため、両校児童や保護者、地域を対象にアンケートを実施することといたしました。また、統合校の校名、校歌、校章については、朝里という地名がこの地域の名称として広く使用されていることなどから、現在の朝里小学校の校名を統合校の校名とし、校歌、校章についても引き続き使用する旨の意見をまとめました。

通学の安全確保については、豊倉小学校の通学区域から朝里小学校までの新たな通学路について、夏季と冬季の2回点検を行い、結果をもとに協議を行うこととし、児童の事前交流については5月と8月に実施した交流の様子や今後の予定について報告がありました。

○委員長

「小樽市教育推進計画について」

○（教育）教育総務課長

小樽市教育推進計画の概要について、報告いたします。

本計画は、これまで別々に策定されていた小樽市学校教育推進計画「23の指針」と、小樽市社会教育推進計画を一本化し、教育施策を総合的かつ体系的に推進していくことを目的に、学校教育と社会教育の包括的な計画として策定するものです。

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定する小樽市の教育推進計画であるとともに、第7次小樽市総合計画の教育部門に関する個別計画として位置づけており、計画期間は令和元年度から10年度までの10年間とし、5年後に計画の進捗状況、効果を検証し、見直しを行います。

次に、本計画の基本理念を「主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり」とし、基本理念の実現に向け、資料の囲み部分にあるとおり八つの目標を定め、各目標に対応する施策項目を計32項目設定し、具体的な取り組みや達成目標を掲載します。

計画策定のスケジュールとしましては、去る8月29日の教育委員会定例会において計画原案を教育委員に示し、協議を行ったところですが、9月下旬には社会教育委員や学校教育関係者等からの御意見を集約し、反映させたものを計画案として、10月下旬の教育委員会定例会において協議を行う予定でございます。また、11月には教育関連の審議会委員等への意見照会や市民の皆様の御意見を反映させるためのパブリックコメントを実施する予定となっております。なお、第4回定例会総務常任委員会において計画案をお示しし、委員の皆様からの御意見を頂戴したいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第31号について」

○（消防）予防課長

当委員会に付託されております議案第31号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

この条例案につきましては、平成28年12月に発生した、飲食店を出火元とする糸魚川市大規模火災を受け、平成30年3月28日に消防法施行令及び消防法施行規則の一部が改正され、飲食店等について消火器具を設置しなければならない施設の範囲の拡大等が行われ、本年10月1日に施行されることとなりました。これにより、従前から条例で義務づけをしていた消火器を設置すべき範囲と政令等による義務づけの範囲が一部重複することから、現状の条例による義務づけの範囲を維持しつつ、政令等と整合性を図るため、消火器の設置基準の整理をするとともに、所要の改正を行うものであります。施行期日につきましては、本年10月1日とするものであります。

○委員長

「議案第32号について」

○（消防）総務課長

当委員会に付託されております議案第32号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案につきまして、説明させていただきます。

この条例案につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げによる地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、消防法関係の手数料につきましても増額改定が行われましたことから、条例に規定する手数料の額の一部を改正するものであります。施行期日につきましては、本年10月1日とするものであります。

○委員長

「議案第34号について」

○酒井委員

議案第34号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准が開始されて以降、条約調印国70カ国、批准国は20カ国に広がっています。しかし、日本政府は核兵器禁止条約に背を向け続けています。政府が禁止条約に調印・批准をしないのであれば、自治体独自の取り組みが必要です。

以上を申し上げ、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○松岩委員

質問に入る前に、このたびの台風15号によって、千葉県を中心にお亡くなりになられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被災された多くの皆様に心よりお見舞い申し上げたいと思います。一日も早い復旧を願ってやみません。自然災害は決して人ごとではなくて、本市もいつ発生するかわからないという状況であります。議会での質疑を通じて、対策を一步でも前に進めたいと考えております。

◎組織改革の取り組みについて

それでは、質問に入らせていただきますが、まず、報告事項から2点ばかり伺いたいと思います。

1点目が、組織改革の取り組みについてですけれども、具体的な取り組みの方向ということで、ワンストップ相談窓口の設置などによる市民ニーズへの対応ということですが、これはどういうニーズがあって、どういったものの設置を考えているのかということをお示してください。

○（総務）組織改革担当次長

資料にあります具体的な取り組み方向に記載しておりますワンストップ相談窓口の設置につきましては、主に想定しているのは福祉や子育てで、ワンストップで相談が完了するものを現在想定しております。

○松岩委員

◎第7次小樽市総合計画策定に係る経過報告について

次に、第7次小樽市総合計画に係る件ですけれども、アンケートの報告がありましたが、このアンケートの横棒のグラフの部分を見ますと、年齢だとか性別がなくて、単にアンケートをとって回答を得たうちの、「当てはまる」とか「当てはまらない」という記述なのですけれども、これはここにはないだけで、もっと細かいデータをもって、例えば相関関係だとかそういったことを調べて、何か市の政策に反映させるとかということはやっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

今回行いましたアンケート調査のデータの詳細な分析についてはこれからなのですが、まず、基本計画についてはきょうお配りしました資料の3ページ目、この数値を単純に掲載する予定なのですけれども、例えば属性によるクロス集計ですとか、そういったものをこれから少し検討しまして、担当部にも情報提供して今後の施策の展開につなげていこうと考えております。

○松岩委員

◎公共施設再編素案について

公共施設再編素案についてであります。

再編計画案では、議会議論を経てパブリックコメントを募集すると先ほど報告がありましたけれども、再編計画が決定されれば実際に工事が開始されるという理解でよろしいでしょうか。

○（財政）中津川主幹

計画策定のスケジュールに関しましては、以前から少し説明をさせていただいておりますけれども、資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページに、今年度、公共施設の再編計画を策定するというようになっておりまして、今、「④対象施設における再編素案の作成」をして、報告差し上げたところでございますけれども、一応、令和2年度になりますが、長寿命化計画というものを作成する予定になっておりますので、そこで今回の再編計画の中身をどういった優先順位で再編していくかということ、具体的にこちらの長寿命化計画の中で決めていくということがございますので、実際に早くても令和3年度以降ということになります。

○松岩委員

再編素案は社会情勢等に応じて検討するというふうな記述もありますけれども、今の御答弁を聞くと、基本的に

市民の皆様が御自身の意見だとか態度を市の再編計画案に反映させたいと思ったならば、令和元年度中に行わなければならないという理解でよろしいですか。

○（財政）中津川主幹

こちらもちも策定スケジュールにのっとりて行いますので、そういう形になります。

○松岩委員

それから市民との意見交換の日程が示されていて、恐らくそこでの意見交換というのが市民の主な意見を拾っていく場というふうになると思うのですが、この再編素案も、冒頭に、この小樽の財政だとか今後の状況が本当に厳しいのだという事実が書かれておまして、その後にスケジュールだとか個別の内容に入っていくということなので、市の姿勢として、ある程度住民と対応する際は、財政が厳しいので、厳しい中でやっていかなければいけないのだということを引きちんと言っていくかないと、やはり今を生きる市民の皆様は、何でもあったほうがいい、充実していたほうがいいというふうな意見が出てきますので、そのあたりはしっかり方向性を持って臨まれたほうがいいのかという気がするのですけれども、いかがお考えですか。

○（財政）中津川主幹

市民意見交換会の中でどういった意見があるかというのは、さまざまな意見が出てくると思っています。私どもとしては、市民の皆さんの御意見を取り入れながら、公共施設の再編案を策定、お示ししていきたいと思っているのですけれども、建物の更新費用の節減ということは当然あります。あと大事なのは、将来のサービスの維持ということも、一方でやはり重要視していかなければならない部分がございますので、適正な施設総量の削減に努めていくのが基本にあるということで説明してまいりたいと思っております。

○松岩委員

例えばプールに関して、今回、再編素案1、2、3で、つくるかつくらないかというのが一つの議論になるかと思うのですけれども、建設費も高額ということはさることながら、維持費も年間4,000万円ということで、10年間使ったら4億円という計算ができるのですが、これは利用者が見込めないとその分赤字になってしまうということで、公共サービスなので、赤字というのは仕方ない部分もあるのですけれども、余りに大きくなってくると財政を逼迫していくと。

これはプールに限らず全部そうなのでも、維持費というのが全部にかかってくるのが予想されますので、逆に、例えばプールを建設することになるのだとしたら、小樽から水泳のオリンピックの選手を輩出するぐらいのまちづくりをするのだというような行政運営だとか、そういうことをしていかないと、本当にただただ赤字を垂れ流す施設になってしまうと思うのですが、こういう持続可能性とかを意識した議論はこの再編素案に示されておられませんけれども、策定スケジュールのどのタイミングで行う予定かお示しいただけますか。

○（財政）中津川主幹

今年度策定します再編計画は、小樽市の老朽化した施設のほかに、このプールのあり方といいますか、どうしていくのかということを取りあえずこの計画の中で定めて、先ほども申しましたが、長寿命化計画の中でどういった順番でやっていくのかという流れなのでも、一応、今委員がおっしゃいました将来展望のことなどにつきましては実際そういうことでございますので、再編計画の中ではお示しはさせていただいておりません。

その費用ですとか利用者数の見込みですとかそういった部分につきましても、来年度策定させていただきます長寿命化計画ですとか、あるいは実施設計の段階におきましてだんだんと詰めていって具体化していくというようなことで少し考えておりますので、そういう形で御理解いただければと思います。

○松岩委員

こういう大型施設の建設というのは将来にかかわることなので、例えば今20歳代だとか、今選挙権を持たないような子供たちがこれから30年、40年たつて現役世代になったときに一番影響を受けてしまうというのがあります。

パブリックコメントなどで市民の要望があったとしても、本市の人口、世代の分布が非常に偏っていますので、お年寄りの方が多いですから、変な話、お年寄りの方々が同じような意見で固まってしまって、それで過半数をとってしまうようなことも多分出てくると思うのですが、これから30年、40年先のことも考えると、やはり若い世代の意見というのは、数は少なくとも尊重してほしいというのがあります。

さらに財政面の課題というのもついてくるので、答えにくいと思うのですが、最終的なそういうつくる、つくらないだとか、どの案にするのだというような政治判断はどういうふうにされるおつもりか伺えますか。

○（財政）中津川主幹

議会議論でいただいた意見もそうですし、パブリックコメントの市民の御意見もそうですけれども、庁内で組織されています検討委員会がございます。そちらに全ての意見を報告させていただいて、その中の庁内の検討委員会においていろいろと議論をさせていただきまして、どうするかということを総合的に判断をさせていただいて決定をしていきたいと考えております。

○松岩委員

今質問を行ってきたのは、決して現段階で、私はプールがいいとか悪いとか、何がどうかという個別なことではなくて、こういった施設をつくるというのは、いろいろな人の意見がいろいろと入ってくるので、そういった中で、1人の偏った意見が反映されることがないように、議論を深めて最終的に決定してほしいということで質問させていただきました。

次に、再編素案が示されたということで、反対に、既存の老朽化した公共施設があとどのぐらい利用される予定なのかというのがだんだんわかってきました。例えば、今使われている歴史的建造物の市役所本庁舎には今後議会機能を集約していくと。別館に関しては新庁舎を建設される予定ということで伺っておりますが、今から、これは仮にですけれども、早急にこの新庁舎建設に取りかかったとして、大体最短でどのぐらいでできるものなのでしょうか、

○（財政）中津川主幹

他都市の例でお話をさせていただきますと、実際これくらいの規模になりますと、建設に当たっての庁内の委員会が立ち上がって、そこで恐らく建設の計画というものを数年かけてつくることになると思います。それができ上がりますと、基本設計ですとか実施設計に数年かかりますし、あと、建設に当たっては、恐らく複数年かかるということも予想されます。他都市の例を見ますと、やはり10年以上かかっているところが結構ございますので、恐らく私どももそういう形で行えば同じぐらいの年数がかかってくるのかというふうに見込んでおります。

○松岩委員

最短で例えば10年後にできるとしても、裏を返せば、10年間はこの施設を使わなければいけないというか、使い続けることになるのですが、現状は、この耐震性能以外にもやはり老朽化しているという点で多々問題があるので、その一つに冷房の整備が挙げられるのではないかと考えています。

現在、市役所本庁舎及び別館に冷房設備はありますか。また、それと付随して、市の所有する公共施設で冷房を設置している施設があれば示してください。

○（総務）総務課長

まず、本庁舎におきましては、本館の市長室と市長応接室に冷房設備がございます。それから、本庁舎ではなくて消防庁舎ではあるのですが、機械、設備を冷やすための冷房として、情報システム課のマシン室にサーバー機器を冷却するための冷房設備、それから消防庁舎の地下の電気室に無停電電源装置を冷却するための冷房設備がございます。

それから、市の公共施設では、把握できている範囲で申し上げますが、まず、小樽市立病院、いなきたコミュニティセンター、葬斎場、総合博物館の本館、それから文学館、美術館。そのほかに、一般の方の利用するとこ

ろではないのですが、給食センター。給食センターの場合は、衛生上窓があげられないという問題があります。それから、消防本部の通信指令室、消防署各署、各支署、各出張所等の仮眠室、これも窓をあけると、騒音防止の関係で業務に支障があり、窓をあげられないということで冷房設備を設置しております。

○松岩委員

今お聞きした設置しているところも、全て機械を守るとか、業務上、職務上、どうしても仕方がないというところにしか設置していないということがわかりました。ということは、多くの施設では冷房設備がないということなのですけれども、職員や市民の利用者とかから要望などはこれまでなかったのでしょうか。

○（総務）総務課長

これまで明確に冷房を設置してくださいというような御意見をいただくことは余りないのですけれども、本庁舎でいうと、来庁された市民の方からは、市役所は暑いねと、何とかならないのかと、市長にお願いして何とかしてもらえないのかというような声をいただくことはあります。また、職員からも、別館の4階、5階が、特に夏は暑くなるものですから、何とかならないのかという声は出ているところでございます。みんな市の財政状況はわかっているのです、はっきり冷房をつけてくれということはなかなか言いにくいのかというふうには感じております。

○松岩委員

ちなみに関連して、小・中学校の教育施設の冷房の設備はどういうふうになっているのかお示してください。

○（教育）施設管理課長

小・中学校施設の冷房設備についてですが、平成4年度以降に建設した小・中学校施設は5校ありまして、こちらのパソコン室には、パソコンから出る熱によって教室が熱くなるということを想定して、冷房設備を設置してございます。

○松岩委員

こちらも同様に、児童・生徒や保護者から、冷房の設備の設置について要望だとかはございますか。

○（教育）施設管理課長

小・中学校の場合、一番暑い時期が夏季休業期間中に当たっているということもあると思いますが、今のところ児童・生徒や保護者からの要望というものはございません。

○松岩委員

教育施設のパソコンとかの排熱の影響で設置しているということだったのですけれども、ことしも本市はとても暑くて、私が知る限りではこの3階のフロアが35度以上を示していたこともあって、非常に暑かったと思います。

今、財政状況が厳しいというお話があって、私もそれは重々承知しているのですけれども、財政面以外でも冷房設備が庁舎に設置できない理由というのはあるのですか。

○（総務）総務課長

やはり財政面の問題が一番大きいのですけれども、庁舎が老朽化しているということがございまして、外壁とか設備等の補修を優先しなければならないという事情はあります。庁舎が老朽化しているがゆえに、冷房設備を整備しようとしたときに、例えば室外機をどこに設置するのかとか、それから、冷房設備を設置しようとすれば電気を消費しますので、既存の電力設備だと容量がいっぱいなものですから、別系統の電力設備を新たに整備しなければならないというような問題がありまして、かなり大がかりな話になるというようなことがございます。

○松岩委員

今の話だと、そういう電力だとか建物の古さということで、これで最低10年は冷房がつけられないということが決まってしまうのですけれども、例えば庁舎内で熱中症対策とかというのは、市民向け、職員向けに何か行っていればお聞かせください。

○（総務）総務課長

今できる対策として、まずは各職場での扇風機の使用、これは認めているところでございます。それから、本庁舎は電気代ですとか電力の容量の問題から冷蔵庫の使用は禁止しているのですけれども、特に暑くなる別館4階、5階に限っては、限定的に冷蔵庫の使用を認めているところでございます。それから職員には、勤務中に暑さでぐあいが悪くなったときは、無理をしないで健康管理室などで休憩するように呼びかけているところでございます。

○松岩委員

労働者の労働環境、職場環境についていろいろと各種法令があると思うのですけれども、冷房というのはどういうふうな条文の扱いがあるのかお聞かせいただけますか。

○（総務）職員課長

冷房につきましては、労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則という、これは厚生労働省令ですけれども、その第5条第3項において、事業者は空気調和設備、これは冷暖房機能のほか、空気を浄化する機能もありますので、いわゆるエアコンよりも機能的にすぐれているものなのですけれども、この空気調和設備を設けている場合は、「室の気温が十七度以上二十八度以下及び相対湿度が四十パーセント以上七十パーセント以下になるように努めなければならない。」という努力義務規定が設けられております。

○松岩委員

今の法解釈をすると、設備がなければ別に特に規定はないという理解でよろしいのですか。

○（総務）職員課長

この事務所衛生基準規則にはこの部分しかないのですけれども、当然、職場環境をよくするというのでいけば、労働安全衛生法に基づいて、厚生労働大臣は事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針を公表することになっておりまして、その指針には、温熱条件として、「屋内作業場においては、作業の態様、季節等に応じて温度、湿度等の温熱条件を適切な状態に保つこと。また、屋外作業場については、夏季及び冬季における外気温等の影響を緩和するための措置を講ずることが望ましいこと。」などが示されてございます。

○松岩委員

いずれにしても努力義務とか望ましいということで、法的につけなければいけないということも言えないということがわかりました。

議員は出勤の義務とかがないので、公務以外好きなところで仕事のできるのでもいいのですけれども、職員だと市民の皆さんはそうはいきませんし、熱中症とまではいなくても、やはりちょこちょこ休憩を挟むようにということであれば、生産性も大きく落ちてしまいますし、窓口には本当に多くの市民、事業者の皆様が連日訪れますし、特に山側の4階には保育の部署もございまして、小さな赤ちゃんや子供を抱えた母親、父親もよく来庁されておりますので、何か対応できないものかというのがすごく私の思いとしてあります。

あとは、総務常任委員会なので少し所管から外れますが、例えば手宮保育所だとか、そういった老朽化した公共施設もほかに多数ありますので、私からこれは提案ですけれども、エアコン設備をつけるというのはなかなか少し財政面、それから市民の理解という点で難しいのかと思うのですが、自然換気だとか機械換気という方法がございまして、これは窓だとか換気扇を例えば上下にずらしたりとか、新しくつくったりとかということで、トンネル効果とか、そういったことで空気を流したり湿度を落とすというような工事があるらしいのですが、これを庁舎内で何かうまくできないものかという検討をして、可能だったらそれをやってあげたほうがいいのではないかと思うのですけれども、少し検討されてみてはと思いますが、いかがですか。

○（総務）総務課長

今、自然換気、機械換気の御提案をいただいたところですが、実は市長からも、ことしの夏は特に暑かったというのもあって、この暑さ対策は何とかならないのかと、何とか対策できないのかという、検討するように指

示がございました。冷房の設置も含めてなのですが、冷房の設置に限らず、例えば冷風機の導入ですとか、それ以外の御提案いただいた自然換気、機械換気というものもあると思うのですけれども、どのような対策ができるのか現在検討しているところがございます。今後どのようなことができるか引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○松岩委員

最低でも10年間この市役所を使うということなので、ぜひ検討していただきたいと思います。

◎人口減少対策について

人口減少対策、特に若者の地元定着についてということなのですが、一般質問でも取り上げさせていただきましたが、私は子育て世代に対する施策も大事ですが、その前の世代への支援策もぜひやってほしいというようなことを訴えましたが、何か具体的に検討するというような言葉を引き出すことができずにおりました。

支援策というのは、経済的な家賃補助だとか、そういう支援策以外にもいろいろありまして、例えば全国には、本市にもありますけれども自治基本条例の市民主体の協働によるまちづくりだとか、そういったフレーズを意識して、高校生や大学生などの若い世代が行政や地元企業と連携して、地域の事情を生かした取り組みを行うということを実際に全国の多くの自治体でやっております。

これがその問題解決になるだとかというのはもちろんですけれども、それ以外の副次的な効果として、人口増加だとか、地元への定着だとか、それから、学校教育では得られない効果が得られるとかがということが本当に多くの自治体で挙げられております。

本市でも何かそのようなことを狙って、若者が中心となって行政と連携したまちづくりの活動というのが今行われていればお示しいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室木島主幹

高校生、大学生など若い世代が企業ですとか行政と連携した取り組みということなのですが、若い方の御意見を伺うという点では、総合計画の策定に当たってのまちづくりのグループワークで高校生ですとか大学生の参画をいただいておりますので、まず、意見という部分は聞いているところはございます。

それと、小樽商科大学で行っているマジプロという取り組みがございまして、こちらは商大生が地元と協力して小樽のまちづくりを考えるという取り組みでございまして、これが始まったきっかけというのは、平成20年に小樽市は小樽商科大学と包括連携協定を締結したのですけれども、そのときをきっかけとして生まれてきているところもございまして、そういった観点からは、行政と連携したまちづくりの一環ということも言えるのかとは思っています。

それと、昨年、勤労青少年ホームが50周年の記念事業としてDIYプロジェクトというものをやっております。この目的といたしましては、勤労青少年ホームの活性化を目指して、ホームのロビーを若者のコミュニティスペースに生まれ変わらせようとしたものでございまして、その呼びかけに、小樽のまちを自分たちで何とかしたいという高校生、大学生を含む若者38名にお集まりいただきまして、プロジェクトを実施したと聞いております。その結果ですけれども、今でも高校生が放課後に集まるなど、学生の居場所づくりになっていると聞いておりますので、こちらの取り組みというのが、若者が中心となって行政と連携したまちづくり活動と言えるのではないかと考えております。

○松岩委員

例えば全国の事例を挙げますと、福井県鯖江市で鯖江市役所JK課というチームがございまして、これは、これまでどうしても参加の少なかった高校生、特に女性を対象にまちづくりのチームを結成して、みずから企画した地域活動に大人を巻き込みながら実践するというので、若者、それから女性が進んで行政参加を図ってにぎわいを創出するというをやられています。ことしで6年目になる活動なのですけれども、これをそっくりそのまま

小樽に持ってきてというのはなかなか難しいかと思うのですが、私の感覚としては、若い人がどんどん人口流出していているという課題があって、それがもう多分私が子供のときぐらいからずっと言われていると思うのですが、なかなか解決できていないということで、そういった、本当に全国にたくさんある、そういう若者と行政とが交わるような、地元企業とが交わるような、そういったプロジェクトを本市でも何かできないものだろうかということを日々考えております。

その一つで、例えばですが、この公共施設再編計画の議論に高校生、大学生を入れてみてはどうかと私は少し思ったのです。若い世代なので、自分たちが使うことも考えますし、自分が親世代になったときには、自分が親になったときの利用もあれば、子供に使わせるときのことだとか、そういった多層的な視点もあって、さらに、将来の小樽での暮らしの想像ができるだとか、小樽の財政だとか将来の予測だとかも勉強することができるので、いい社会経験になるのではないかと思うのですが、交流がスケジュール上可能かどうかということも含めてお聞かせいただけますか。

○（財政）中津川主幹

大変すばらしいアイデアだと思っております。ただ、今の策定スケジュールの中では、高校生、大学生に限定した形での意見交換会というのはスケジュール的に少し厳しいので、大変申しわけないのですが、来月実施します市民意見交換会、こちらは年齢に関係なく出席していただくことができるものですから、そちらにたくさん参加いただければというふうに考えております。

○松岩委員

公共施設再編素案を見ますと、平成27年から29年にかけて、一応さまざま意見交換をしているという形になっているので、そこでの意見の吸い上げと意見交換会というのを予定されているのだと思うのですが、自分がいざ市議会議員になって、行政が用意しているメニューと若者が望んでいるメニューでは、ミスマッチしているようなものが多々あるのではないかと。これがこうで具体的にこうというのが言えないのですけれども、何となくふわっとミスマッチしているような部分がたくさんあるなと思ひまして、恐らくこの再編計画の意見交換会には、多分若い人は誰も来ないと思うのです。もし関心があつて行ったとしても、すごく少数だと思います。ほとんどが地元のお年寄りとか、町会の方々が中心になるのかと。多分、働かれている現役世代もなかなか、例えばプール、水泳関係者が行くとかそういうことはあつたとしても、一市民が行くというのはなかなか想定しにくいと思います。

だからといって、若者がまちづくりに関心がないかといったら決してそうではないですし、やはり行政がどういったメニューを提示できるかとか、高校生、大学生に限らずですけれども、市民が何か行政に参画してやりたいと言ったときにしっかりとまとめられるようなものがあれば非常にいいのかなというふうに思っています。

この再編計画に組み込むのはスケジュール的に難しいというのは理解しましたが、将来の若い世代のまちづくりへの参画ということについて、少し漠然として、大きな話になってしまって申しわけないのですが、今後計画を考えていかないと、人口の定着をさらに図っていけないのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○（総務）企画政策室木島主幹

現役世代といいますか、若い方の御意見を伺いながら、結局市政運営やまちづくりを行っていかねばならないということで、その枠組みをつくったらいかがかという御意見、お話だったと思います。確かにそのとおりでいいと思いますので、何らかの形でやっていかねばならないとは思いますが、どういった範囲で、広くやるのか、狭い範囲の課題のところでもやるのかという取り組み方というのでしょうか、そういったところの検討も必要になってくると思いますので、そのところは今後の研究、検討の課題にさせていただければと思いますけれども、当然、若い方々に限らず、そういったところに、まちづくりに参画していただくことは、郷土愛ですとかそういうところにつながって、ひいては定住につながるものが期待できますので、そういったところの観点も含めましていろいろと少し考えてみたいと思います。

○松岩委員

先ほどの鯖江市は、実は若者の定着だとか社会増というのが進んでいるのですけれども、鯖江市の計画にも書いてあるのですが、子育て支援だとか、そういう若者の定住支援の経済支援策は特にやっていないと書いているのです。やっていないけれども若い人が来ていると書いているのです。本市もやっていないけれども来ているかと来ていないとあるのが、すごい漠然とした議論をここで展開してしまっただ変申しわけないのですけれども、こういう私の危機感を共有していただいて、何とか将来の小樽のために、再編素案もしっかりと議論を深めていただきたいというふうに思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。
共産党に移します。

○酒井委員

◎北防波堤延伸工事について

それでは、報告をお聞きしまして何点かお伺いしたいと思うのですけれども、石狩湾新港の予算要求について、小樽市としては同意するというようなお答えであったというふうに思います。ここで、代表質問でも若干お伺いしたのですけれども、この北防波堤延伸工事についてお伺いしたいというふうに思います。

この北防波堤延伸工事は一体いつになったらできるのだということを常々この場でも質問してまいりました。この北防波堤延伸工事についてはいつ完成予定なのかお伺いいたします。

○（総務）企画政策室高山主幹

北防波堤の完成年度ということですが、現時点で示されておりますのは令和3年度の完成と聞いております。

○酒井委員

そうなのですね、令和3年度、再来年完成予定だと言われているのです。しかしながら、管理組合としては、この北防波堤延伸工事は再来年完成予定だと言いながら、実際には不可能だということを認めております。しかも、代表質問でも指摘したとおり、9月から始まるサケの定置網漁、これに配慮するのであれば全くそれができないという形になってしまう。本当に根拠が乏しい、そうした予算要求だというふうに思います。それでも小樽市は同意に至ったという理由について御説明いただけますか。

○（総務）企画政策室高山主幹

完成予定年度につきましては、現時点では先ほど申しましたとおり令和3年度ということになっておりますが、今後、国でこの事業が適切かどうかということでの事業再評価を実施する予定と聞いております。その中で完成予定年度や事業費など、その辺について見直しがなされるものと聞いております。

○酒井委員

やはり根拠に乏しいのです。それにもかかわらず小樽市が同意したということは、私は大問題だというふうに思っています。

◎第7次小樽市総合計画進捗管理のための市民アンケート報告書について

次に、報告されました総合計画進捗管理のための市民アンケート報告書であります。

これをざっと拝見しまして、非常に私はショックを受けました。何にショックを受けたかといいますと、子育てがしやすいと感じている市民の割合、これが22%だということであります。つい先日の北海道新聞千歳版を拝見しました。そこで同様のアンケートが出されているのです。そこではどんなふうな数字が出されたかといいますと、子育てがしやすいと答えている方が6割だということが出されていたのです。小樽は22%、本当にショックを受け

ました。ただ、こうした基準値をスタートにして、先ほど言いました総合戦略でありますとか人口対策など、こうしたものに取り組んでいくということになるかと思えますけれども、そういった解釈でよろしいのかどうか伺います。

○（総務）企画政策室品川主幹

千歳市では6割という数字だということなのですが、これが千歳市でどのような聞き方をしてこの数値なのかというのは把握してございませんけれども、確におっしゃるとおり、子育てに関しては22%と、高いとは言えない現状にあります。ですので、これを向上させるように、これから施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

やはりそういった現在の状況などもしっかりと踏まえた上で対策を行っていく必要があるのではないかと思います。

◎議案第32号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案について

まず、議案第32号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案について伺います。

先ほど説明がございましたが、どういった理由で改正することになったのか御説明願えますでしょうか。

○（消防）総務課長

ただいまの御質問の改正理由でございますが、先ほども御説明申し上げましたとおり、消費税及び地方消費税の税率の引き上げによります、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、消防法関係の手数料につきましても増額改定が行われましたことから、条例に規定する手数料の額の一部を改正するものでございます。

○酒井委員

消費税絡みなのです。ということは、消費税が増税されなければこうした手数料が上がることもなかったのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（消防）総務課長

今回の改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正でございます。この政令に関しましては、地方自治法上の全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務、それと、標準となる手数料の額が定められているものでございます。本市といたしましては、国が定める額と異なる額とする特殊な事情等がありませんことから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準拠した改正を行おうとするものでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

○酒井委員

いや、消費税を上げなければこの手数料を上げる必要はなかったわけでありまして、やはり問題があるというふうに思っております。

◎児童・生徒の通学かばんの負担軽減について

次に、児童・生徒の通学かばんの負担軽減についてお伺いをいたします。

この児童・生徒の通学かばんが非常に重くなって大変になっている。そうしたことから、この小樽市におきましても、こうした通学かばんの負担がどのようになっているのか調査を行ったというふうに聞いておりますけれども、どのような調査を行ったのかお伺いします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

調査内容でございますけれども、通学時の負担軽減の取り組みの実施をしているか、していないかということをもまず聞いてございます。また、取り組みをしている場合の、教室等に置いていけるものは何であるかということも聞いています。

○酒井委員

ということは、例えばその重さが何キログラムですとか、具体的にそういった、どれだけの重さになっているのかという実態は、これについては調査はされていないということですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

重さにつきましては、調査の対象とはしてございません。

○酒井委員

ぜひ重さについても今後調査、これは全ての学校で行うということはなかなか難しいかもしれないですけれども、抽出した範囲で行うということは、私は可能ではないかと思っています。なぜこういったことを言うかといいますと、教科書だけで重さが3キログラムに上る場合もあり得ると。それから、ノートや部活動の道具などを合わせると10キログラム以上にも上る、こういった事例が全国、また、全道の中でも報告されているからであります。

先ほど、調査を行っているということでありましたけれども、さらにこういった調査などを行っていく可能性はあるでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今後の調査の可能性という御質問でございますけれども、やはり年がたちますと、持っていく内容ですとかも変わってくるのが考えられますので、その時期を見ながら、その時点で考えていければというふうに思っております。

○酒井委員

釧路町での事例を紹介いたします。ここでは、昨年6月に町内中学生の荷物の重さに関する調査を実施いたしました。そこでは、先ほど述べたように、部活動の道具などを合わせると10キログラム以上にも及ぶということが調査され、そのことから、主要5教科以外の学習教材を学校に保管する、こうしたいわゆる置き勉強を推進するというを行っております。その中で、時間割りを工夫する、こうしたことをするなどして、校長会とも協議して改善に努めてまいるといような取り組みがなされているというふうに聞きました。ぜひ小樽市でも、先ほど述べたような重さに関する調査を実施するということが前提ではありますけれども、こうした他の自治体での例なども研究してみる、そういった考えというのはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

小樽市におきましては、国からも工夫例などが示されて、それを市内の小・中学校長にも示しているところがございますけれども、工夫はいろいろな部分がございますので、今酒井委員がおっしゃいました釧路町の部分も、私どもでどういったことをやっているのかを聞いてみまして、参考にさせていただければと考えております。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎就学援助の前倒し支給について

ところで、就学援助の前倒し支給、これが実施され、その中で当該保護者たちは大変喜んでおります。

以前にもこの前倒し支給について、さらなる前倒し支給を行うべきだといった趣旨の質問をいたしました。その際には、保護者の意向なども調査して、そのときに判断していくというふうなお話だったと思います。こういった調査などの結果、どのようなことがわかりましたか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

就学援助の入学準備金の入学前支給につきましては、現在、入学する前の月、3月下旬に支給をしているところでございますけれども、アンケート調査を実施いたしましたところ、制服やかばんなどの入学に必要なものの購入時期が2月であったり3月であったりというものが多いというような回答が確認できました。それを踏まえて、実際に実務としてスケジュール感はどうなのかというところで検討しましたところ、現在よりも一月程度であれば

早めることができるのではないかとということで、今度の来年4月に入学する新小学校、新中学校1年生向けにつきましては、先ほども申しましたが、一月早めて2月の後半にできるように進めていきたいかと考えております。

○酒井委員

大変ありがたいというふうに思うのです。こうした前倒し支給、他の自治体では、制服の購入などに間に合わないということで、もっと早くやっているところもある。ただ、小樽市としてこうやって一歩前に進んだということは、皆さんの御努力に深く感謝申し上げたいと思います。さらにこういった意向なども聞いていきながら進めていただければというふうに思っております。

◎少人数学級について

次に、少人数学級についてお伺いをいたします。

私ども日本共産党は、少人数学級について進めていくべきだということを常々申し上げてまいりました。この少人数学級そのものについて、小樽市教育委員会としてどのように考えられているのか、まずこの考え方についてお伺いをいたします。

○（教育）教育総務課長

少人数学級の考え方につきましては、こちらは学校の調査結果等によれば、児童・生徒の生活及び学習の両面において、個に応じたきめ細かな指導ができるなど、大きな効果があらわれているということがありますことから、こちらの少人数学級につきましては、非常に効果が高いというふうに考えております。

○酒井委員

そうなのです。きめ細かな対応ができるということで、やはり効果があると、実際にお認めになられたというふうに思います。

新聞報道でありますけれども、北海道教育委員会は、全道の小学校3年生、4年生を対象に、1学級35人以下の少人数学級導入を検討しているということが明らかになっております。こうした情報について、市教委としてどのように考えるのかお伺いたします。

○（教育）教育総務課長

現在、少人数学級を実施している学年は小学校1年生、2年生、それから中学校1年生ということですが、今回の道教委の検討の中では、小学校3年生、4年生への拡大も検討するということが示されておまして、先ほどの答弁の中でも、少人数学級はきめ細かな指導ができるという効果もあるということですし、それから、小学校3年生は学習につまづきやすい時期ということも踏まえまして、こちらについても小学校3年生、4年生に拡大することについては、見解としては望ましいというか、実施していければというふうに考えております。

○酒井委員

あくまでも北海道教育委員会は検討している段階だということではありますけれども、こうした拡大が仮に行われた場合、学級数がふえていくことが予想されるわけでありまして。影響ですとか、また、ふえる学級数につきまして、後日で結構なのですが、委員に示していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

道教委が示します少人数学級が仮に実施されたとした場合のことでございますけれども、ふえます学級数やそれに伴う影響などにつきましては、仮の試算であったり、どういったことが考えられるかというようなことも想定をしてみたいというふうには考えてございます。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。といいますのも、今とまっています学校配置適正化基本計画、これにもやはり影響してくる問題になってくるのではないかとこのように思うからであります。

このとまっている学校配置適正化基本計画、いつごろ考え方が示される予定なのかお伺ひいたします。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

計画の見直し、新しい考え方がいつまでに示されるかということでございますが、現在、これまで学校再編を進めておりました適正化基本計画を見直して、将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討しているところでございますが、見直しに際しましては、学校規模についての考え方の整理を初め、国の教育政策の動向、また、今回道教委から示された少人数学級など、そういった全体的な教育施策の動向や、地域の防災拠点、交流拠点としての小・中学校の役割など、本市のまちづくりの考え方を考慮して検討していくこととしております。

このため、現在策定している本市の都市計画マスタープランなどを踏まえながら、今後のまちづくりの考え方について市長部局とも協議を行っていく必要があることから、現状でいつまでということをお示しできるところまでは至っていない状況でございます。

○酒井委員

あくまでもお示しできないということであります。

ただ、既に小規模の学校になっている一部の学校では、そうは言ってもこの計画について再開されてしまえば、統廃合の対象になってしまうのではないかという危惧を持たれている方もいらっしゃると思います。このものについてでありますけれども、私からも、小規模特認校というものもありかなという、考え方もあり得るのではないかということを学校適正配置等調査特別委員会の中で質問させていただくことができました。しかしながら、小樽市教育委員会としては、そういった考えについては、メリットの面はあるのはあるけれども、あくまでも再編計画の中ではないということ否定してきたわけであります。

今回の見直しなども受けて、小規模特認校という選択肢も計画の中に含まれることはあり得るということなのか、以前と同じく、あり得ないという考えなのかお伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

小規模特認校についてでございますが、こちらは平成31年第1回定例会でも少し御答弁させていただいていることではございますが、教育委員会では現在、今後の学校再編についてということで、児童・生徒数の推移も含めた各学校の教育環境が適正に確保されるかどうかということ把握するとともに、国の教育政策の動向の方向性や学校と地域の連携、学校が地域で果たす役割などを総合的に勘案して、今後の再編について検討を進めることとしております。

特色ある教育を行う小規模特認校につきましては、今後の学校再編の検討にあわせまして、本市の児童・生徒にふさわしい、多様な学校のあり方の一つとして研究してまいりたいと考えております。

○酒井委員

一応、採用するかどうかは別にしてあり得るという話でありました。ぜひそういったことも研究していただきたいというふうに思います。

◎柔道授業について

次に、体育授業の柔道の安全対策についてお伺いをいたします。

この質問はこれまで3回ほど行ったでしょうか。昨年は行わなかったのですけれども、そのたびにこの問題について指摘しております。最初に申し上げておきたいのは、スポーツとしての柔道については大いに繁栄してほしい、振興してほしい。その一方で、この必修化された武道として、体育授業として行う柔道についての問題であります。従前と同じような質問をすることをお許しください。

まず、各中学校の武道の実施状況について、種目や時間について大まかに示していただければと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

本市においては、全ての中学校において柔道を10時間程度実施しております。

○酒井委員

全ての学校でやっているということですから、これまでと変わりはないということで確認してよろしいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

これまでと変更はございません。

○酒井委員

以前に骨折事故ですとか、軽傷な事故ですとか、また、そういったものについて起こることは問題ではないかということ指摘させていただいたことがございました。ここ5年間の柔道授業における事故の発生状況についてお示し願えますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

ここ5年間の事故の状況でございますが、平成26年度は骨折が1件、軽傷が2件でございます。続いて27年度は骨折が4件、軽傷が4件でございます。28年度は骨折が3件、軽傷が4件でございます。29年度は骨折が3件、軽傷が9件でございます。最後に、30年度は骨折が2件、軽傷が3件でございます。

○酒井委員

余り変わりはないというふうに思うのです。私はこれを聞いたときに、特にこの小樽市で骨折事故が多いというのは一体どのようなものなのか、こんなことを前に聞きました。以前にお伺いしたときには、札幌市内を除く道内の公立中学校では3年間で15件の骨折事故だったということを質問させていただいたのです。その比率、割合からしても、本市のこの骨折状況というのは、やはり私は全道的に多いのではないかというふうに思います。

まずお伺いするのは、道内、他自治体での発生状況については捉えているでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

道内の公立中学校の事故状況でございますが、申しわけございません、他都市の状況については捉えていないところでございます。

○酒井委員

こういった状況が全く変わっていないというのは、やはり問題ではないかと思うのです。北海道教育委員会にも問い合わせをして、発生状況はどうなっているのかということをやはり聞いていく必要があるのではないかというふうに思っています。その上で、指導方法などがもし他都市と違うのであれば、対策を打つことができるのではないですか。

この例年1件から4件の骨折が発生しているという事故の原因について、本市としてどのように分析しているのかお伺いをいたします。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

市教委では、柔道でけがの報告を受けた際には、速やかに学校を訪問し、柔道の授業の参観を行うとともに、管理職や担当教員との協議の中でけがが発生した原因を分析し、再発防止に向けた指導を行っております。けがの状況については、複数の指導体制の中、安全に十分配慮した指導を行った上で、足の指の負傷や受け身の際にうまくバランスがとれずにぶつきたけがが多くなっておりますので、今後も準備運動や受け身を行う際の安全指導を徹底していく必要があると考えております。

○酒井委員

これも前と同じなのです。そのとおりなのです。複数で行っていくということもそのとおりですし、準備運動などでも、受け身などもそのとおりなのです。でも、変わらず起こってしまうということは、私はやはりこれまでの対応策については十分ではなかったというふうに思うのです。今の対応のままで行くなれば、また今年度もそういった骨折者が発生するというおそれは、やはり想定されるわけなのです。

改めて、こうした骨折などの事故が起こらないようにする、こういった取り組みというものが求められてくるのではないかと思うのですけれども、安全性確保に向けた取り組みはどのようになっているのかお伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

毎年、道教委の柔道等授業支援事業専門的教員を外部講師として招いた市教委主催の実技研修会を実施し、安全確保に向けた取り組みを行っております。今年度は、昨年度のけがの状況を受け、準備運動の際に手足の指のストレッチを十分行うことや、受け身をする際に頭を打たないようにすること、畳に腕をつかないようにすることが最も重要なことであることなどを学び、安全に十分配慮した授業を行うことができるよう研修を行っております。

○酒井委員

それだけの取り組みを行ってもなお発生しているというのがやはり問題だというふうに思うのです。一生懸命に頑張ってもらっているということは評価できるのです。ただ、それでもやはり骨折が発生してしまうということについては、やはり問題と言わざるを得ません。

以前にも、必修授業として柔道を教える、そのことそのものについて、保護者や生徒、現場の教員の話も十分聞きながら検討していくべきだというふうにお話をさせていただきました。そのときの答弁では、柔道着などの費用の面とか、そういったものを総合的に考えて柔道を選択したのだというお話だったというふうに思うのですけれども、この必修授業として柔道を教えることそのものについて、どのような検討をなされたのかお伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室長

中学校における武道のあり方についてでございますけれども、平成29年第2回定例会において、酒井委員からの御指摘を受けまして、教育委員会としても柔道の授業のあり方について、中学校校長会を中心とした教員方と協議をしてまいってきたところでございます。その中で、教育現場の教員方の意見としましては、もしもほかの武道、例えば空手であったり剣道であったり、そういうふうな種目に変更になるということでございますと、まず、空手や剣道の有段者だとか、指導技術を持った教員方が市内にはほとんどいないということですか、それから、他の種目への変更に伴う設備や用具などの準備に相当な時間や予算が必要であること、また、市内の高校では体育の授業でほとんど柔道を取り扱っていることなど、さらに、保護者や生徒から柔道をやめてほしいという強い意見がほとんどないという理由によりまして、このまま柔道を継続することが望ましいのではないかとというような結論に至ったところでございます。

しかしながら、柔道の授業において骨折などのけがが生じているという現状も重く受けとめなければいけないことですので、市教委としては、今骨折が一番多いのは実は足の指の骨折でございまして、道教委からの安全指導でも指摘されておりますけれども、授業の初期段階において、靴下を着用させて授業することが事故防止にもつながるというような指導もございましたことから、負傷の事故防止を第一に考えた安全な授業がこれからもできるように指導を徹底してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○酒井委員

この質問は、本当に骨折がゼロになるまで続くと思います。安全対策をしっかり行っているにもかかわらず、全道の他都市の平均と比べても多いということは、やはり何か問題があるのではないかと考えています。引き続き関係機関と協議をしていながら安全対策に努めていただきたいというふうに思っています。

◎公共施設再編素案について

次に、公共施設再編素案についてお伺いをいたします。

まず、市民意見交換会であります。各会場で行われるということでもありますけれども、率直に言って行きづらいと思われるような場所というのも見受けられます。例えば朝里地区におきましては、新光南会館で行うということでもありますけれども、中心部に近いほうでやってくれたほうが行きやすいのというような意見なども受けているところであります。そうした会場を選ぶに至った理由というのは、何か特別な理由があるのでしょうか。

○（財政）中津川主幹

少し年度が定かではないので申しわけないのですがけれども、過去にそういった意見交換会的なことをやったときに、そちらの地区はその会館を使わせていただいた経緯があるということで、特にその理由というのはなくて、今回も同じような形で使わせていただくということでございます。

○酒井委員

特に理由はないということなのですが、市民によってはバスを使わなければそこまで行くことができないということであれば、市民の意見を反映させるという点では不利になるのではないかと。やはりこの地域においては、塩谷地区においては塩谷サービスセンター、銭函地区については銭函市民センターというように理解できます。であれば、中心部に持ってくるというのがやはり本来のあるべき姿ではなかったのかと。

今後、こうした意見交換会をふやせるという可能性はあるのですか。それとも、もうこの日程で決まっているので、これ以上ふえる余地はないという考えでしょうか。

○（財政）中津川主幹

非常に配慮が足りなくて申しわけなかったのですが、私どもとしましては、公共施設の再編計画というのは、先ほど来申し上げておりますとおり今年度中に策定を目指しております。決められたスケジュールの中で進めていきたいと考えておりますので、今のところ市民意見交換会は10月に開催させていただくのみということで考えております。

○酒井委員

ということは、今回10月8日から10月25日まで市民意見交換会が行われます。これで意見を述べていくか、もしくはパブリックコメントで意見を発信するか、これ以外には、言ってみれば市民の意見を入れていくということではできないということでしょうか。

○（財政）中津川主幹

私どもがこの計画を策定するに当たりましては、平成27年度あたりからいろいろと手順を踏んでやらせていただいている経緯がございます。27年度といたしますと公共施設等総合管理計画をつくる前に当たりますけれども、そちらで市民の皆さん方に無作為でアンケート調査をさせていただいたりとか、そこで総合管理計画の策定に少し参考になるような意見もいただきました。また、29年度には、重立った施設の利用者の方々等の意見もお話を伺ったりとか、節目節目でいろいろと御意見を伺う機会というのをつくらせていただいております。そういった手順を踏みながら総合管理計画をつくったり、また、この素案も策定案として、素案として出させていただいておりますので、私どもといたしましては、今回、これから開かせていただきます市民意見交換会で十分意見をいただけるのかなというふうに考えておりますので、これ以上の意見を伺う機会というのは考えておりません。

○酒井委員

私は代表質問でも指摘させていただきましたけれども、非常に拙速だというふうに思っています。市民の中に多様な意見があります。その意見を全て反映させるということになれば、この短い期間プラスパブリックコメントだけでは、私は十分反映し切れないと思うのです。

この問題、例えばこの3パターン出されている案の中で、代表質問で指摘させていただいたのは、なぜ市役所の庁舎だけが一つの案しかないのかと。市民から見て市役所改修というのは、一体どれだけの市民の方が市役所の改修、新築が必要だと思っている方がいらっしゃるのか。例えば一つの案として考えるのであれば、耐震化が必要だということは理解している。であれば、耐震化をするという案もあるかもしれません。そういった案は出されずに、あくまでも本庁舎については歴史的建物であるので耐震の改修を行っていく。それから、別館などについては改めて新市庁舎にしていくと。

私は、これが1パターンしかないというのはどうも理解できないのです。幾つかあるパターンで市役所の耐震化

はしなくてはならないから、新築ではなく耐震化を検討するとかという、そんな案にはなぜならなかったのかということをお伺いしたいのです。

○（財政）中津川主幹

市役所の庁舎につきましては、本会議のときの市長の答弁にもあったと思うのですが、耐震基準を満たしている状態ではないということがございます。I s 値といいますか、その耐震指標が市の建物の中では非常に低いということがございまして、老朽化している建物を今回は39施設選ばせていただいて、いろいろと優先してやっていくといった中で、やはり市役所というのは行政の本丸でもございますし、あとは防災の拠点ということで考えれば、非常に大事な施設であるというふうに私どもは考えておりますので、耐震化だけで果たして大丈夫なのかという市民の方の一部声もありますので、やはりそういったことも考慮してこの1案で案をお示しさせていただいたということでございます。

○酒井委員

意見交換会の中から恐らく意見が出るでしょう。市民の中から耐震化で可能という案もあるのではないかと。そのときに、市民の意見としてやはり反映させていくべきだというふうに思います。

最後にプールの話です。このプールにつきまして、民間施設を活用とする案が二つ、それから新・市民プールをつくるという案が一つであります。やはり、このプールをつくっていく必要があるというふうに思います。

なぜこんなことを言うのか。先日、張碓に引越してきた方と話をいたしました。そのときに、せっかく道外から小樽市に引越して来られたのですから、その方が「なぜ小樽市にはきちんとしたプールがないのですか。高島小学校温水プールに行ったときには、非常に利用しづらかった。小樽市にはプールがないのですね。私は手稲のプールに行っていますよ」と話していたのです。それを聞いて、私はすごく残念だったのです。かつてこの小樽市には小樽駅前第3ビルに市営室内水泳プールがあった。そして、そこにたくさんの人が、5万人を超える方々が集っていた。これからのまちづくり、人口対策を考えて、やはり魅力あるまちづくりにしていかななくてはならない。だからこそ、この公共施設再編素案、これから長寿命計画云々もありますけれども、夢のある計画にしなければならないと思います。

最後にお伺いします。プールをつくるとするならば、いつが最短になるのですか。

○（財政）中津川主幹

本会議の代表質問におきまして市長からも答弁させていただいたとおりの答弁にしかならなくて申しわけございませんが、今年度末までに策定予定の公共施設再編計画の中で新・市民プールの建設が盛り込まれた際には、来年度に策定を予定しております長寿命化計画の中で別途策定されます市営住宅や学校施設の長寿命化計画を踏まえながら、費用の平準化など、財政負担を勘案して検討させていただくということでございますので御理解いただきたいと思います。

○酒井委員

それはおかしいのです。先ほど市役所の建てかえの問題のとき松岩委員にお話ししたのは、あくまでも他都市の例と言いながら、10年後にはという話をされているのです。他都市の例を参考にすれば、こういったプールの建てかえなども、その場合の想定とかはできるのではないですか。それすらもできないという話でしょうか。つくる気持ちがないからそんな話になってくるのですか。そうではないですよ。あくまでも他都市の例などを参考にすれば、そういった実施計画とか基本計画とか、そういったものやっていくということになれば、そのぐらいの期間でできますよね。いかがですか。

○（財政）中津川主幹

先ほども、松岩委員の話も多少出てまいりましたけれども、プールに関しましては単独で建てても10億円から20億円という費用がかかりますし、また、建てた後もランニングコストといいますか維持費で、新築の建物であって

も年間4,000万円ほどかかるというふうに推定されております。特にプールというのは、そのように費用が大変かかる施設でございますし、中長期的に公共施設の更新費用を投資的経費に見合うように適正化していくという必要がございますので、その辺につきましては慎重な判断が必要になってくるのかというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時04分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

では、先ほど報告を受けましたことを含めて質問させていただきます。

◎組織改革について

最初に、組織改革について伺います。

先ほど説明がありましたが、進め方の中に市長のリーダーシップのもとで進める組織改革というふうにあります。市長は就任1年目を迎えた記者会見で、今後の取り組みとして市役所内部の組織改革を進めたいと述べ、そして縦割りではなく横串を刺して前に進め、縦割りの弊害をなくすためにどうするかを考えていきたいと、そのように意気込みを語っていらっしゃいましたので、そこの説明文中にあえてこの注釈をつけたのではないかと思います。もちろん市長の意見だけで組織改革ができるわけではありません。

そういったことで、そのために以前作成した組織改革の検証や市長公約を踏まえた課題整理、各部からの意見聴取、ヒアリング等を実施して組織改革案の改革素案の作成が8月から11月までとなっておりますので、もう既に素案の作成に着手されているのではないかと思います。作成された組織改革案は庁内組織改革検討委員会で審議とありますけれども、この委員会というのはどういった形で構成されているのか、その点について最初に伺います。

○（総務）組織改革担当次長

庁内組織改革検討委員会の構成でございますけれども、これは市長、副市長のほか、市の部長職から成る部長職で構成する委員会というふうに考えております。

○松田委員

また、来年、令和2年度の定例会で案の提示、パブリックコメント、そして条例改正、補正予算の審議を経て令和3年4月からの新組織のスタートとなっておりますが、これには建物の改修だとか、職場の移転、引っ越しなども伴うことから、公共施設再編計画にも影響が出るのではないかとというふうに気になりますが、この点についてはどのような認識をお持ちなのかお伺いいたします。

○（総務）組織改革担当次長

組織改革と公共施設再編計画についてでございますけれども、先ほど説明いたしました組織改革の取り組みの中の基本的な考え方の三つの中の一つに、公共施設再編計画、収支改善プランとの整合性を確保した組織づくりという基本的な考え方を示しております。この中で、再編計画で大きなものは、小樽商業高校跡、こちらとの関係で、どのような施設、どのようなところがそちらに移動と申しますか、再編されるというのは、この組織改革と大きな

かわりを持つというふうに認識しておりますので、その辺は一緒に、連携を密にして取り組みを進めていきたい、そのように考えております。

○松田委員

それで、先ほど、市長は縦割りの弊害解消がこの組織改革をするために大事であると、縦割りの弊害と組織間の意思の疎通、いわば情報の共有ということが組織の縦割りの解消に必要ではないかというように私も思いますので、組織改革を進めるに当たり、市長が言うような縦割りの弊害をなくすような組織改革を行ってほしい、このように強く要望します。

◎職員倫理について

次に、職員倫理についてお聞きいたします。

先ほど公務災害に関する公益通報の報告がありました。そこで伺いますけれども、職員の公務災害について、どのような流れで認定されるのか。認定までの経過を示すとともに、市としてどの程度の申請件数があるのか。また、場合によっては却下されることがあるのか。その点について、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

職員の公務災害につきましては、正規職員については地方公務員災害補償基金が、労災が適用となる職場の臨時職員、嘱託員、いわゆる非正規職員については労働基準監督署が、労災が適用とならない非正規職員については、条例に基づき小樽市がそれぞれ補償の実施主体となりますが、そのうち正規職員の場合の認定手続を申し上げますと、まず、公務中にけがをした場合は医療機関で受診の上、公務災害認定請求書というものを作成いたします。その請求書には所属部局長の証明、こういう事実がありましたという証明と任命権者の意見、公務上の災害と認められるというような意見をその請求書に記載して、診断書や現認書、災害発生状況図などの必要書類を添付して地方公務員災害補償基金北海道支部長宛、これは北海道知事が兼ねておりますけれども、基金に提出いたします。そして、基金のほうで審査をいたしまして認定という形になれば、任命権者と本人宛に公務災害認定通知書が送付されるという流れになります。

公務災害の申請件数につきましては、平成30年度では正規職員が24件、非正規職員が4件、そのうち労災適用は3件ですけれども、合計で28件ございました。今年度につきましては、現時点で正規職員が7件、非正規職員は該当がございません。なお、今年度の正規職員分1件につきましては、現在、公務災害の認定請求中でありまして、結果がまだ来ておりませんが、27年度以降の分を確認したところ公務災害が認定されなかったケースはございません。

○松田委員

それでは、今件数をお聞きしたのですけれども、その公務災害の内容というのはどういった公務災害が多いのでしょうか。

○（総務）職員課長

平成30年度の例でいきますと、市立病院における針刺し事故が12件という、半分近くございました。あとはいろいろな、例えば少し階段を踏み外したりですとか、そういった公務中のけがとか、そういったものが入ってきます。

○松田委員

今、針刺しが多かったということですが、針刺しの場合は、ほかの何か重要な病気につながるということはないのでしょうか。

○（総務）職員課長

まず、当然感染症という部分が非常に大きなリスクになってきますので、病院局の話になりますけれども、当然インシデント報告を上げて速やかに対処しているというふうに聞いてございます。

○松田委員

次にこの倫理の関係で、市長は先日の記者会見で行政と市民の間には距離感があるというふうに言っていました。市民に対して上から目線ではないかと、職員の意識改革が必要ではないかとも言っています。そして、自分が今している仕事というのがどのような行政課題を解決していくのか、しっかり考えていかねばならないというふうに言っていました。市長も副市長も行政経験が一番長いので、職員の依存心が強い、もう少し主体的に取り組んでもらいたいというふうに述べておりました。

そこで、職員の資質向上のための目的で職員研修というのはあると思いますので、先ほどの職員倫理の説明の中で職員研修が3種類ありましたが、それぞれの研修対象者だとか、その研修内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

基本研修、特別研修、派遣研修の順で説明させていただきます。

まず、基本研修は、職員研修規程で職員の職務に応じ知識及び能力を向上させることを目的として実施してございます。内容につきましては、新規採用職員、採用後3年、5年、10年程度の職員、新任係長、新任課長を対象として階層別に八つの研修を行っておりまして、基本的な知識技能や組織での責務と役割について学ぶほか、市長講話ですとか、コンプライアンスなどについて職員の意識啓発を目的とした講義も取り入れてございます。

次に、特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要とする専門的な知識及び技術を向上させる目的で職場推薦の受講者が会計事務、法制、接遇、クレーム対応など実務に資する内容について学んでございます。

最後に、派遣研修ですけれども、職員に必要な専門的かつ総合的な知識及び能力を習得させるため、道庁にありまして北海道市町村職員研修センターや千葉県にありまして市町村職員中央研修所などにおいて、職場推薦の職員が法律、税務、組織マネジメントのほか、より専門的なテーマについて受講してきてございます。

今後、ますます行政課題が多様化、複雑化していく中で職員一人一人の資質向上を図ることが重要であると考えておりますので、引き続き内容の工夫を図りながら効果的な職員研修に努めてまいりたいと考えております。

○松田委員

一応、研修にはこのような種類があるということにはわかりました。専門技術にもしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、どちらにしても前市長と違って、行政経験が長い上に市長は厳しい目があるかもしれませんが、組織改革とともに職員の意識改革が大事だと思いますので、資質向上を目指してしっかり研修を受けていただきたいというふうに思います。

◎公共施設再編素案について

では次に、公共施設再編素案について質問させていただきます。

全国的に人口減少と少子高齢化が進展しており、我がまち小樽も例外ではなくというより、どこのまちよりも少子高齢化が進んでおりますので、そのために厳しい財政状況が続き、多くの公共施設等の老朽化も課題となっております。

先日の私の代表質問の中で、市長が掲げた公約の中で、いまだに実現できていない項目の中での取り組みについて伺ったところ、掲げた公約中、現時点で一番困難と考えているのは何かというふうに質問させていただいたときに、今の公共施設の再編、整備だというふうに言っていました。その理由として、先ほども申しましたとおり、喫緊の課題でありながら多額の事業費が見込まれるからだというふうに述べておりました。

それで、この再編検討対象施設は39カ所あるというふうに素案では述べてありましたけれども、この再編プランは、さきに述べましたとおり組織改革と切っても切れない関係にあります。ですから、何を優先するかが問題になってくると思います。市民ニーズなのか、財政負担なのか、安全性なのかということなのですけれども、素案の中で再編方針が述べられて、その中で安全性の確保から、「耐震基準を満たしていない施設は、優先的に再編を進め

ます。」と書かれておりました。そこで、私が同じく代表質問で耐震基準を満たしていない施設を問うたところ、本庁舎本館を含め6施設であるというふうに伺いました。

そこで伺いますが、この施設につきまして、再編検討対象施設の中でどの公共施設よりも優先して再編を進めていただけるということでのいいのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（財政）中津川主幹

今、松田委員から、庁舎の関係で御質問をいただきました。確かにおっしゃるとおりで、私どもも安全性の確保というのは非常に大事なことだと思っております。ただ、先ほどもプールの話にもあったように、庁舎のような大規模な施設ということになりますと、非常に費用が多額になります。その耐震性の問題も非常に大事な話ではありますが、結局ない袖は振れないということもありますので、70億円以上の費用がかかるというふうに算出しております。これをどういうふうに支出していくのかというようなこともやはり課題として考えていかなければなりませんので、その辺につきましては答弁の繰り返しで申しわけないのですが、来年度の長寿命化計画の中でしっかり慎重に判断をしながら計画を立ててまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

70億円ということなのですが、だから先ほど市長が一番困難なのは財政問題だというふうに言っておりました。そこで、先ほど6施設と言いましたけれども、この6施設を合わせて70億円なのでしょうか。それぞれ耐震基準を満たしていないものについてはどのくらいかかるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（財政）中津川主幹

まず、体育館から順番にお話をさせていただきたいと思えます。

耐震化がされていないということで、まず、体育館は再編素案1、2、3というふうにございまして、再編素案1は体育館単独で建てかえる場合になります。建設費につきましては約46億1,000万円。それから、素案2になりますと、これは体育館と学習交流機能を併設させた場合の案になってございまして、こちらが約53億4,000万円ということになります。それから、再編素案3につきましては、体育館とプールの併設ということになりまして約59億5,000万円という形になってございまして。

あと、市民会館なのですが、素案1と素案2につきましては体育館のホール機能と代替ということになりますので、こちらは除却費だけになります。一応、除却費としては約2億4,000万円という形になってございまして。再編素案3につきましては、リース方式でリースという形になってございまして、一応年間のリース料ということで3億円で試算をしております。これは躯体が、例えば約60億円で試算をございまして、これをいわゆる20年間程度で返還ということで3億円という試算をさせていただいております。

それから、市の本庁舎別館につきましては、これは1案しかございせんけれども、建設費は先ほどもお話しいたしましたとおり約70億3,000万円ということになってございまして。

あと、総合福祉センターもこの6施設の中に入っているのですが、こちらは民間施設を借り上げて移転する案としておりますので、こちらは申しわけございせん、試算はしてございせん。

○松田委員

どちらにしてもすごいお金がかかるわけで、この費用を平準化していかなければならないということで、先ほど松岩委員からもありましたとおり、本当に将来にわたっては、今後の若者たちに負担をさせていくのかということも懸念されることだと思えます。

それで、いただいた資料によれば10月8日から市内7カ所で意見交換会が始まるようですが、この開催の周知というのはどのように考えているのか、どのような方法でその周知を図っていくのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（財政）中津川主幹

町会をお願いをいたしまして、各地域の皆さんに回覧で周知をしていただくということと、市のホームページで周知をしていきたいというふうに考えております。

○松田委員

意見交換会が10月8日から7カ所で行われて、これで意見交換会は終わるということなのですが、この意見については後で集約されることになると思うのです。この地域は7カ所ありますが、その7カ所の地域によって意見にばらつきがあるのではないかと、このように懸念するのですけれども、この点についてはどのように考えていますでしょうか。

○（財政）中津川主幹

松田委員にもう一つお答えするのを忘れていました。回覧とホームページに載せるということと、市の広報おたるの10月1日号にも載せさせていただきますので、それで周知を図っていきたくて思っております。

それから、今の御質問ですが、地域の住民の方から地域の施設についての要望というのが恐らく一番強く出てくると考えられますけれども、私どもとしましては、市全体の中で優先順位をやはりつけて考えていかなければならないというのがございます。ただ、その個々の施設の状況といいますか、事情といいますか、そういったものもいろいろとあると思いますので、耐震性ですとかそういったことはもちろん、市民ニーズといいますか、個々の施設の緊急性の問題とか、そういった重要性のあるものはやはり総合的に考えて優先順位をつけていかなければならないのかというふうに考えております。

○松田委員

この意見交換会は7カ所で、どこの地域でも同じ説明をするという内容なのですが、この意見交換会ではこの素案全体についてやるのか、それとも重立ったものについてやるのか、考え方はどのような内容の意見交換会になるのでしょうか。

○（財政）中津川主幹

資料につきましては、議員の皆様にお配りしたこちらの資料1をそのまま市民の皆さんにお配りさせていただいて、議員の皆様方と同じ内容で、この素案1、2、3という全部の案に対して少し説明をさせていただきたいと思っております。

基本的な考え方ですとか、なぜこういった再編計画が小樽に必要なのかとか、そういった考え方につきましてもお話をしていきたいと思っております。

○松田委員

この公共施設再編素案の同じ資料が配布されるということなのですが、内容を見たら1時間半の意見交換会で、初めてこの資料を見てすぐ意見が出るのかな、どうなのかなということもあるのですが、例えばこれをホームページに載せるだとか、事前にとということについてはどうなのでしょう。

○（財政）中津川主幹

本日、この委員会で報告し、初めて私どもから外に出させていただきましたので、あす以降になりますけれども、ホームページには載せようと考えております。

○松田委員

とにかく、皆さんのいろいろな意見をお聞きすることがこの意見交換会の目的だと思いますので、親切にやっていただければというふうに思います。

次に、これに関連して、公共施設とは別仕立てで計画を立てる学校施設についてお伺いしたいと思います。

私の代表質問で、市内の小・中学校施設について令和10年度までに耐震化を100%にする予定だという答弁をいただきました。今工事中の幸小学校を除き、耐震化していない小・中学校施設は予定として5校残っていることにな

りますが、この5校については今後10年かけて耐震補強工事をしていくこととなりますけれども、現時点で耐震化補修工事が終了していない小・中学校施設はどこなのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○（教育）施設管理課長

委員から5校という言葉がありましたので、今年度中に対応する幸小学校と松ヶ枝中学校を除いた5校ということでお答えをさせていただきますが、5校は忍路中央小学校、桂岡小学校、塩谷小学校、忍路中学校、潮見台中学校の計5校になります。

○松田委員

答弁では、塩谷小学校と桂岡小学校の耐震診断を行ったというふうに答弁されていますけれども、その耐震診断を行った結果についてはどのようになっていますでしょうか。

○（教育）施設管理課長

今年度耐震診断を実施している2校についてということですが、塩谷小学校は校舎、桂岡小学校は体育館の耐震診断を夏季休業期間中に実施しているということもありまして、現在判定中のため、まだ結果は出ておりません。ただ、桂岡小学校につきましては、平成27年度に校舎の耐震診断を実施しております。その際、文部科学省が安全と定めるI s値0.7に対しまして、I s値は0.22という結果が出てございます。

○松田委員

やったばかりなので、まだ耐震結果については結果が出ていないということですがけれども、ではそれ以外で、次に耐震補強工事を考えている学校はどこなのか。また、その時期についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（教育）施設管理課長

次はどこかということですか時期につきましてはですが、こちらは診断の結果が出てからになりますけれども、耐震診断で耐震補強工事が必要ということになれば実施設計を行って、その次に耐震補強工事を行うこととなりますので、費用もかかることもありますので、財政部とも協議をしてということになりますので、今この場で次はどこかということをお答えすることはできません。ただ、最初に説明した耐震補強が必要な5校のうち潮見台中学校につきましては、既に耐震診断も耐震補強の実施設計も終わっている学校ということになります。

○松田委員

市長は、公共施設の再編は財政的にも厳しいため大変な困難が伴うというふうに答弁されておりました。学校についても同じように、やはり費用が、財政的負担というのは大きいと思うのですが、国や北海道からも、小樽は学校施設の耐震化がおくれているというふうに何度も指摘を受けております。

それで、またこの間の答弁で一応、令和10年度まで10年かけて耐震補強工事を行っていくというふうに答弁を受けていますけれども、国からの補助についてはどのようになっているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

耐震補強工事の際に受けられる補助といたしましては、国からの学校施設環境改善交付金というものがございます。工事を実施する際には、この補助を受けて工事を実施することになると考えております。

○松田委員

では、この改善交付金で全部耐震化はできるということでしょうか。市の持ち出しというのはあるのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

この環境改善交付金なのですが、I s値によって補助の割合が決まっております、I s値が0.3未満の場合ですと3分の2、0.3を超える場合は2分の1という補助になってございます。

○松田委員

どちらにしても、市の持ち出しもあるということなのだと思いますけれども、学校は子供の安全を守る義務もありますし、

また、地域の避難所になっていることから、とにかく安全ということをしっかり気にかけていただいて、きちんと耐震化に向けて早急に、10年と言わず、できれば早く進めていただきたいというふうに念願しておりますのでよろしく願いいたします。

◎防災行政無線整備について

では、最後の質問をさせていただきます。防災についてお聞きしたいと思います。

北海道胆振東部地震から1年がたちました。これに対し、震源地では慰霊祭も行われたようですが、前にもお話ししましたが、被災地にいる私の友人は、今でもあの恐怖が忘れられずニュースで胆振東部と聞いただけで、もうトラウマに陥るのだと。だから、建物などは直すことはできても、心に受けた傷というのは本当に大きいのだというふうに私も感じております。

そこでお伺いするのですが、防災行政無線整備について、答弁では2カ年で津波浸水想定区域に拡声子局を38カ所設置して、そのうち13カ所については12月までに行うというふうに答弁いただいたのですが、残りの25カ所についてはどのように考えているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

残り25カ所の防災行政無線整備についてということなのですが、2カ年の整備ということで予定しておりますが、当然、来年の予算の関係が確定しないとということになりますので、あくまでも予定ということでお答えさせていただきますけれども、6月には工事の契約、その後7月に入りますと防災無線の支柱というのでしょうか、鋼管柱というものですとか、あとはスピーカー、そういったものの機器類の発注を行って、それをメーカーにつけていただくと。その後、8月から10月にかけてその25カ所に実際に柱を立てていく、あるいは立てた柱にスピーカーを取りつけていくと。最終的に11月にそういった機器類の総合調整、音量ですとか、そういった部分の調整を経て完成に至るというふうな予定で現在のところ考えております。

○松田委員

では、来年の11月には38カ所全部終わるとということで、それでよろしいですか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

あくまでも先ほども申し上げましたが、予算が当然成立しているという条件もございますので、想定の中では、先ほど申し上げました11月末には38カ所の運用ができていますものと考えております。

○松田委員

あと、FMおたるの難聴地域の解消について、これについてはどのような進捗状況なのでしょうか、お知らせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

FM難聴地域解消の進捗状況ということなのですが、6月に入札を実施しておりますが、契約を締結した後、業者によって一定期間準備を行いまして7月から事業の実施に必要な打ち合わせや放送事業を監督する北海道総合通信局、こういったところとの協議を今実施しております。8月から電波伝搬調査というものに着手しておりますが、今月末までには完了する予定というふうに考えております。

その後、電波伝搬調査、この結果を踏まえながら実施設計というものに着手していく予定で考えております。

○松田委員

とにかく、前回の北海道胆振東部地震のときに本当に問題になったのは、情報伝達ができなかった、困難があったということが課題として残ったわけですので、これについてもしっかりとやっていただければというふうに思います。

少し私はショックだったことがありまして、実は、今回、令和元年度第7次小樽市総合計画進捗管理のための市民アンケート報告書をもらいましたところ、これを見たところ、実は小樽は意外と、どちらかといえば比較的災害

に強いまちというイメージがありました。ところが、この市民アンケートによりますと災害に強いまちづくりができていていると感じている市民の割合が17.4%という、5人に1人もいない、2割にも達していないという。ただ、これは主観的なものもあるのでしょうかけれども、少しショックを受けたのですが、この点についてどのような御見解かお聞かせ願えればというふうに思うのですが。

○（総務）企画政策室品川主幹

こちらは委員がおっしゃいましたとおり、あくまで現時点での市民意識ということなのですが、総合計画を作成する事務局の感覚としまして、思ったより低いなという正直な感想はあります。推測なのですが、昨年の地震を初め、近年の自然災害が相次いでいるということもありまして、小樽の実際の防災対策はどうかということよりも、市民の不安感、こういったものが増しているのではないかとというふうに考えております。

○松田委員

とにかく、皆さんが本当に安全で安心して暮らしていくまちづくりというのが、本当に行政の役割だというふうに思います。確かにこのアンケート調査だけでは知り得ることではありませんし、このアンケート調査は災害の問題だけではなくて、いろいろ主観も入ってくるでしょうし、ある程度これを見て、低いとか、高いというふうに一概には言えない部分もあると思うのですが、やはり不安感を皆さん持っているのではないかと、今御答弁いただきましたとおり。というのも、やはりこの昨今の災害、特にブラックアウト、北海道は2日間であれだけすごいショックだったのが、今、千葉県ではもう1週間も続いていると。まして、先ほどは冷房の話もありましたけれども、もう本当に真っ暗闇の中で暑くて、避難所や、また、真っ暗闇の中の暑い中で、熱中症で亡くなった方もいると、本当にそうやって考えたときに、やはり皆さんの安心をしっかりとやっていくためにも、いろいろ皆さんに、小樽はこうにしていきますよ、あのようにしていきますよという、そういう伝達も大事ではないかというふうに思います。

とにかく、天災というのは人知では知り得ないものがあります。ですから、どうしても防ぎ切れないものもありますが、いざ災害が起きたときに少しでも災害の被害が少なくなるように減災対策にしっかりと取り組んでいただければならないというふうに思いますので、いろいろと御苦労もあるかと思いますが、この点についてよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。
立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

先ほどの報告事項を聞いた中から若干聞かせていただきたいと思います。

◎第2期小樽市総合戦略の策定について

第2期小樽市総合戦略の策定について少しお伺いしたいのですが、この総合戦略というものは、第1期の部分についていろいろと議論した末にこれが始まっていると思うのですが、その中で言われたのが市民幸福度という話、KPI指数という数字で具体的にあらわして、それで目標の達成度をしっかりと把握するのだという話があった中で、今年度、令和になりましたが、たしか平成31年度の最終的な目標値が出ていて、そこにどれくらい近づいているのかを出すということになっていたと思うのですが、その第1期の部分の戦略KPIはどうなっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

確かに現在の総合戦略は、市民幸福度というものを掲げて、その進捗度合いをはかるということで作られております。その中で幸福度KPIというのが三十幾つかがありまして、その中のものを平均して一つの市民幸福度

というものを出すというつくりになっているのですが、その中でまだ、確かに今年度が最終年度でございまして、その数字を拾うということになるのですけれども、中には5年に1度の調査のものがございまして、まだその調査結果が出ていないところがございます。ですので、市民幸福度ということでまとめて数値を出すことができていないという現状でございます。

○佐々木委員

それで、第2期総合戦略を策定するという御提案ですけれども、やはりきちんとした第1期の部分、なかなか市民幸福度KPIというのがわかりづらい概念というか、そういうものだというのは始めたときから言われていたが、それにしてもやはりきちんとそういうものを出した上で、よく計画や何かを言えば、PDCAサイクルという言葉を本当によく使われますけれども、その一番肝心の部分の、やはりCのチェックの部分がきちんとされた上で次のAに進むということになるのだらうと思いますので、その部分もきちんと示されて、そしてその結果を受けて第2期のものに入っていくことになるというふうに思いますが、そういうことでよろしかったですか。

○（総務）企画政策室木島主幹

確かに1期の検証をして次につなげていくということがPDCAサイクルで、戦略の中でもうたわれているところでございます。ただ、先ほど申しましたのは、幸福度KPIを全て合算して出る市民幸福度というのが算定できていないというお話はさせていただきましたけれども、実際に平成31年度の数値はまだ出ていませんが、30年度の数値というのが出ていますので、そこに向かって各項目進捗しているのかどうかということが当然見えますので、合算したものではございませんけれども、一つ一つのもの進捗については確認をしながら、それを受けて第2期の戦略に生かしていきたいというふうには当然考えてございます。

○佐々木委員

第2期では、この市民幸福度KPIというのをまた使うのでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

今考えているところでは、次期戦略の構成を国のものに合わせるような形でつくっていかうかということで考えておりますので、そういった観点で言いますと、市民幸福度というところではかる仕組みが国にはございませんので、そこについては市民幸福度という形でお示しするという事は現状考えていないところではございますが、当然、市民幸福度KPIの中にいろいろと市民の生活の満足度にかかわるような部分というのが指標として出てきてございますので、その指標を否定するというものではございませんので、そういった指標をどこかで基本数値目標ですとか、施策のKPIを掲げながらつくるとするのは国の示している形でございますので、そういったところを使っていくと。その戦略なり全ての事業ですとか、そういったものを進めていく中で、市民の方の満足度や幸福度を上げていくということにつなげて、定住ですとか、そういったところにつなげていけばいいかというふうに考えてございます。

○佐々木委員

客観的な数値を上げて、きちんと検証していくということはやはり基本だと思いますので、そういう手法や何かも参考にしながら進めていただければと思います。

◎組織改革の取り組みについて

それでは、組織改革の取り組みについて伺います。

市長は昨年の第4回定例会で、中村誠吾議員の代表質問への答弁で、2016年から2017年の組織改革案が議会で否決された原因として3点挙げています。1点目は、組織改革を実現するための明確なビジョンが示されないまま各部からのボトムアップの手法で提案を募ったこと。2点目が、その提案を受けて提案された項目、職員数、そうしたものを調整し切れず、結果として人件費の増加につながるものになったこと。3点目が、市長がリーダーシップを発揮し目標に向かって取り組む姿勢に欠けていたため、結果的には議会、職員組合、職員との信頼関係を築くこ

とができなかったことと挙げられておりました。

この3点について、今回同じ轍を踏まないために、どのような考えや手法、配慮をしていくのでしょうか、お答えください。

○（総務）組織改革担当次長

今お話のありました昨年の議会で、市長から前回の組織改革について議会で否決された原因としての3点、これを踏まえてということでございますけれども、先ほど説明いたしました組織改革の進め方の中で、市長のリーダーシップのもとということで、市長のリーダーシップを発揮してということで掲げております。

そして、事務方といたしましては、先ほど指摘のあったいろいろな項目や人工など、調整し切れずとありましたが、その辺は十分反省をして、調整をして、そして何より前回と違うところは、先ほどスケジュールをお示しさせていただきましたけれども、第2回定例会でも提示、その前に職員組合にも提示ということで、かなり前回の組織改革のときよりも前倒しといたしますか、提示するところを早めております。

そういった中で、先ほど指摘のありました市長が答弁しました議会、職員組合、職員との信頼関係を築くことができなかつたとありますけれども、そういった早目早目に提案して、時間をとって、今回のものは進めていきたいと考えております。

○佐々木委員

そして、この計画は、今示されている中にも2016年から2017年、組織改革案の検証は取捨選択を行うというふうになっていますが、主な内容について現段階でとる部分、受け入れる部分です、それから捨てる部分について具体的なお考えはあるのでしょうか。あればお示してください。

○（総務）組織改革担当次長

前回の組織改革案からの取捨選択というところでございますけれども、先ほど組織改革の取り組みの中で示させていただきました取り組み方向の中で、子育て支援の強化ということの一つ挙げさせていただいております。これは子育て施策を一元化していくという中で、前回も組織改革の中で考えられていた部分で、この辺は継承していくと。そしてもう一つ、取り組み方向で示させていただきました、ワンストップ相談窓口の設置などということで、相談窓口のワンストップ化、これについても現在取り組み方向で示させていただいておりますけれども、その設置に向けて組織改革の中で進めていきたいと、この2点を具体的な方向ということで示させていただいております。

○佐々木委員

今話の出ました窓口のワンストップ化について、この件についても、今定例会でも話が出ていましたし、それから、先ほど言った2018年の第4回定例会の市長の答弁の中で、さきの組織改革の中で検討したものの、別館1階のスペースが手狭なことに加え、広範囲な窓口業務に対応する職員の養成や、これらを専任で対応するための職員の確保などを理由に実施を見送った経緯があるとの説明がありました。

このときの話というのは、中村誠吾議員は、真のワンストップサービスとはという、そういう聞き方をしておりますので、今、この3点がこういうふうに挙がりましたけれども、今回の組織改革の取り組みで示されたワンストップ相談窓口を進めるに当たっては、今述べました3点の克服というのは、できる見通しをお持ちでしょうか。その辺の説明をいただければと思います。

○（総務）組織改革担当次長

今、委員から御質問のありました、前回の答弁の中で、真のワンストップについてということで、3点ほどなかなか難しいという要因がございました。今回組織改革で示しておりますのは、ワンストップ相談窓口の設置というところでございますので、これについては、先ほどのスペースの問題ですとか、職員の問題、これは確かにありますが、委員が言われた真のワンストップに比べるとハードルが低いというふうを考えておりますので、今回の組織改革の中では、ワンストップ相談窓口、これは市長公約の中にもある事柄でございますので、そして、繰り返しに

なりますけれども、取り組み方向でも示させていただいておりますので、これについてはいろいろ難しい点はあったとしても、克服して進めていかなければならないというふうに考えております。

○佐々木委員

今、何度か真のワンストップという話をしていましたけれども、私たちの会派は昨年10月に兵庫県朝来市に新庁舎建設について行政視察に行ってきたのです。その中で、新しくつくられた朝来市役所というのは、本当の意味でのワンストップサービスというのが行われていたように思います。来庁者が総合窓口案内に来て、そこに座ると、必要な職員がその人のところへやってくると。一つのことが終わればまた違う人が来てというふうに、座ったまま、いろいろなことを役所に来ただけでできるというシステムでした。やろうと思えばできるというのを見せていただきました。

新庁舎が建設できるのを待って、ある程度のスペースやそういうのも必要ですから、そういうのも待つのでしょうか、できるだけ早く、組織改革で対応できるところから、ぜひそのような形を進めていただければと思いますが、この件について最後に返答をお願いいたします。

○（総務）組織改革担当次長

ワンストップに関して、組織改革の中でできることということでございますけれども、一般質問で、公明党の高橋克幸議員の質問への答弁でも少しありましたが、すぐに、先ほど言われました真のワンストップということは、なかなかスペース的には難しいということでございますけれども、この組織改革の中で庁内窓口業務、これについて職場横断的な検討などを行い、市民の窓口の利用の利便性の向上策について、組織改革の中で改善できることがあれば改善していくというふうにやっていきたいと、このように考えております。

○佐々木委員

よろしく申し上げます。

◎公共施設再編素案について

それでは、2点目の公共施設再編素案についてお聞きをします。

まず、この素案を見せていただいて、私たちからも意見を聞きたいというお話でした。感想というか、印象というか、最初に述べさせていただくと、これまでずっと、先ほどもお話がありましたけれども、何年かかかってこの計画、ここまでよくまとめたいただいたなと感心しております。非常に厳しい、限られた条件の中で3案を提示いただいたというのは、今後議論をしていくためのいいたたき台になるものであるというふうに思っておりました。

ただ、これを見てどうしても感じてしまったことを言わせていただきたいと思います。この素案の中に縮小、減少、削減、集約、複合、効率化等の言葉があふれています。これも人口減少、それから財源、財政の厳しさが前提の計画ですからしょうがないとは思いますが、何か気持ちが縮むような、そういう感じがしてしまいました。

ところで、高橋龍議員の一般質問の公共施設の稼働率についての答弁の中で、財政部長はこのようにおっしゃいました。あくまで現在の利用率をもとに計算している。将来の人口減少はあえて触れない中での利用率の考え方で進めているとおっしゃっていました。

ただ、今回の再編素案3の再編の考え方、再編手法「（1）必要な機能・規模の検討」の中で、ここでは「各施設について、ホールや会議室などの各機能の利用の実態を詳細に分析し、将来の人口・年齢構成の見通しなどを踏まえ、市民サービスの将来における必要性や内容等を検討します。」とあります。そのときの答弁とこの方針とが整合しているように思えないのですけれども、この整合性について御説明をお願いします。

○（財政）中津川主幹

今回、素案をお示しするに当たりまして、施設再編後にどれくらいの規模の施設にできるのかということ施設面積で試算させていただいたのですけれども、全ての機能につきまして、人口減少のこととか、高橋龍議員がおつ

しゃっていた、曜日による利用者の偏りにつきましては、今回の概算、試算の中にはこういったことは考慮せず出させていただいたということがございます。

実際に再編の実施の際には、利用実態ですとか人口減少の見通しも含めて、曜日の偏りなどもありますけれども、個々の施設によって事情がやはりそれぞれ違うと思いますので、実施段階で細かく精査をさせていただきまして施設規模を決めていくということで考えてございますので、こちらの考えています再編手法の方針との不都合というのは、私どもは考えてはございません。

○佐々木委員

苦しいのかなと思いますけれども、先にきちんと詳細にそういうデータがあって、曜日ごとのものもあって、それの上で施設の規模を考えていかないと、最初にそういうものを考えないで置いて、それでつくだけつくっておいて、そこからそのところに当てはまるようにやっていくのですと、それは入れ物が決まったら無理ではないですか。使い方で工夫するということなのでしょうか、と私は思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（財政）中津川主幹

この再編素案をつくるに当たって、それぞれの機能に分類をさせていただきまして、いろいろと同じような機能のものを集約するといえますか、再編していくという中で庁内議論をいろいろさせていただきました。やはり原課の皆様方からも、集約だけをやっていくということであれば、今行っている事業が継続してできなくなるのではないのかというような危惧、御意見もいただきましたので、私どもといたしましては市民が行っている市民活動にまで支障を来すようなやり方というのは一切考えていないのです。

ただ、私どもも机上の計算になりますので、正直に言いまして、やはり手探りでやっていかなければならない部分もありますから、部屋数の問題ですとか、一つ一つの部屋の面積は小さくするけれども、部屋数だけは確保するだとか、最初のうちは手探りでやっていかなければならない部分もあると思ひまして、今まさに過渡期でございますので、集約という中では過渡期になりますので、その辺はうまくきちんと再編ができるように、やった後に足りなかったというようなことにはならないような形ではやろうと思ひているのですが、今の段階で細かく積み上げて、あの施設が幾らになるかというのは、やはりやる時期によって、結局利用率だとか人口だとかというのも、5年後、10年後によってまた違ってきますから、そういう意味では今の数字でやるしかないということなのです。そこを御理解いただければというふうに思っております。

○佐々木委員

私の聞きたかったのはまさにそこなのです。部長の答弁の意味を、私は性格が悪いので勘ぐると、将来はどうせ人口減少で利用率は下がるのだから、現在の利用マックスに合わせる必要はないでしょうと。だから、人口減少イコール利用率が低下するということを前提に考えていらっしゃるのではないのかなと、そういうふうに思ってしまったのです。私はそうではないと思うのです。いろいろなそういう施設をつくれれば、当然その施設をつくることによって、規模を縮小しても、工夫によってはふえることもあり得るわけですが、利用率が上がることも考えられるわけですが。そういうことまで考えに入れていらっしゃるのかなという。最初から諦めているのではないのかというのが見えたものですから、そういうふうに勘ぐってしまったのです。その辺のところはいかがですか。

○（財政）中津川主幹

確におっしゃるとおり、人口が減少するからといって、必ずしもその利用率が下がるというふうには私どもも思っておりません。例えば新しい建物で駅に近かったりとか、それから魅力的な施設であれば、利用率が上がったりすることもあると思います。また、個々の施設の利用のされ方がやはり違うため、利用者の偏りも含めて、施設の事情だとか、ある程度そういったことも加味した上で、再編の仕方といえますか、考え方というのは、考えていかなければならないのかというふうに思っております。

やはり、先ほども申し上げましたけれども、市民活動に支障が出るようなことというのは、私どもはしたくありませんので、その辺は考えに入れて、ぎりぎりの線までといたしますか、いわゆる適正な施設量まで集約をするという考え方のもとでやらせていただいていますので、御理解いただきたいと思います。

○佐々木委員

わかります。現実には直面する計画を策定する側からいけば、どうしてもぎりぎりの中で、悲壮感が漂うような、そういうのはしょうがないと私も思います。そういう中で、ぎりぎりのところできつと作業を進められているのだろうというふうに思うのです。

ただ、この案を聞くほうの市民の方々はどういうふうを受け取るかということだと思ったのです、私は。やはり本市は厳しい状況だから、ただただ我慢しろ、諦めると、そう言われているようにしか聞こえないのだとしたら、市民の皆さんも納得できないのではないかなというふうに思いました。ただ、今お聞きすると、市民活動には支障を来すことはないように絶対するというお話ですから、そういうところは本当に酌み取ってやっていただけたらと思うのですけれども。

私の希望ですよ、まずはこの計画案というのは、先ほど酒井委員も少しおっしゃいました、言葉を変えれば、再編の効果がお金ばかりではなくて、市民生活の向上などを語っていかないと、それがイコール夢だと思うのですけれども、そういうものを語る計画でないとならないのではないかなというふうに思うのです。その部分が、この計画の中を見ていると漂ってこないというふうに感じてしまいました。

人口減少をあっさり認めて、縮小、削減だけでは、やはり市民もがっかりだと思うのです。夢も希望もないという感じになると思うのです。まちが縮んでいくことに諦めを持たせるような、そういう計画はどうなのかなというふうに思うものですから、やはりこの案というのは、実は規模としては縮小されるにしても、市民にとって魅力があると。それから、新しくなる。それから、規模が複合されることによってプラスアルファもあるのだというようなことをもっとアピールするものにしてほしいと私は思っています。

それをずっと言葉に具体的にまとめてみると、「3. 再編の考え方」の「(1) 再編方針・再編手法」の中で、そこにこういうふうにしたらどうかなと思ったのです。市民の総意を集めた再編により、魅力ある公共施設を目指し、あらゆる世代の市内外からの利用増を図り、ひいては人口減少対策の一環とする等がやはりここで語られるべきなのではないかなと、前向きにです、と考えてみたのですが、こういう点についていかがでしょうか。

○(財政) 中津川主幹

私どもも魅力ある公共施設を目指して利用増を図りたいというふうには考えてはございます。ただ、この計画の目的というのが、やはり出始めというのが、これは国からの要請というのもあるのですけれども、財政が全国の自治体で厳しい中で、老朽化施設を維持していくというのがなかなか困難な状況になってきている。そういった中で、施設の再編という、こういった計画を今やってございますので、利用者をふやすための方策というのは、先ほども私からもお話しさせていただきましたけれども、魅力的な建物であれば確かに利用者がふえるということも多分あると思います。ただ、私どもが考える利用者増というのは、大事なことというのは、やはり建物だけではなくて、ソフト面の充実というのが非常に大切になってくるのかというふうに思っております。

再編計画で利用増を図ることと、図るのはいいのですけれども、人口減少対策までこの計画の役割の中に入れるということになると、なかなかどういう方向性でやるのかというのがやはり難しいといたしますか、目的、趣旨等もございまして、人口減少対策の一環とするという部分について御提案いただいたのですけれども、検討を要するのかなというふうに意見を聞かせていただきまして思いました。

○佐々木委員

今の小樽に人口減少を考えない計画を立てていいのですか。人口減少対策を考えないで、これについては考えないでこういう計画を立てました。ましてや、これは小樽市100年、これからの100年、ちょうど市制100周年を迎える

わけですけれども、そのときにこれが動き出すわけです。そのときに、これは人口減少対策ではありませんというものをつくっていいのですか。私は信じられないなと思います。

やはりつくるものによって小樽は変わると思うのです。これからのまちづくりの基本の一つだと思うのです、ハード面からの。先ほどソフト面という話がありましたけれども、これはハード面からまちづくりの100年を決めていく根本計画になるのではないですか。少し御再考を願えればなというふうに言いまして、これ以上は言いません。よく検討してください。

話を変えて、市民との意見交換会で、私は今話をもう少し具体的に、このようにしたらいいのではないのかというところで考えたのですけれども、やはりこの計画を説明するときに、今まで私は聞いていて、そこの中で縮小します、こうします、ああしますという客観的なものが出ていますが、やはりもう少しメリットの部分、この地域についてはこの施設はなくなるけれどもこういうものになりますとか、そういうようなメリット面もきちんと語っておいたほうがいいのではないかとこのように思いました。先ほど話に出ました、新市役所になれば相談窓口が、ワンストップサービスができますよとか、新施設と防災機能で市民の安全性は、こちらの地域は向上しますよとか、そういうことを言うておくべきだというふうに思います。

何かそういうのは今語っておかなければもう機会がないという話ですから、市民の意見を聞いて、やはりこの辺のところについて語っておいたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（財政）中津川主幹

メリット、デメリットの表示につきましては、今御提案いただきましたとおり、前向きに検討させていただきたいと思います。ただ、表示の仕方は、どのような方法がいいのかというのはまた御相談させていただくことになるかもわからないのですけれども、その辺は検討したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○佐々木委員

私が思うに、どうしてもこれは文字が多いので、できれば図とか、絵とか、写真とか、そういうのを少し多目に、そういうことを説明したほうが希望を持てるかなというふうに思いました。

まず計画を策定して進めていく職員の皆さんに、これはお願いなのですが、今、私はさんざん言ってしまいましたけれども、これからの100年を支える新しいまちづくりを、今いる市役所職員の皆さんの自分たちの手で行っていくという、プライドみたいなものを持って、夢を持って取り組んでいただくこと、そして市民に説明していただくことがすごく私は大事なのだろうなというふうに思います。そういうものを持ってやっていただきたいなという、心持ちの問題ですけれども、それについてはどうでしょうか。

○（財政）中津川主幹

ありがとうございます。佐々木委員からのエールだと思いまして、プライドを持ってやらせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐々木委員

よろしくお願ひします。頑張ってください。

続いて、もう少し具体的な話をさせてもらいます。

新市民プールについてです。再編素案1、2には民間施設を活用するというふうには書いていますが、どこのことを想定しているのでしょうか。そして、そちらの施設の状況、築年数とか施設設備、それから広さ、コースの数、耐震性能などはどうなっているのか御説明いただければと思います。

○（財政）中津川主幹

今想定しております民間の施設というのは、市内に短水路を持つ民間プールは3施設ございます。具体的にお話しをいたしますと小樽サンフィッシュスポーツクラブ、それからフィットネスクラブソブラティコ小樽、それからスポーツ&スパリゾート小樽ということで、これは築港にございます旧コナミススポーツクラブ小樽と、この三つに

なってございます。施設の概要につきましては、教育委員会からお話をさせていただきます。

○（教育）生涯スポーツ課長

生涯スポーツ課として、民間施設のプールの把握している状況につきましてお答えしたいと思います。

まず、短水路を持つ3施設は、一つ目は若松にありますサンフィッシュスポーツクラブですが、オープンは昭和60年となっております。25メートルの短水路が8コースありまして、主な設備といたしましては、プールのほかにバスルーム、サウナなどの設備がございます。

続きまして、二つ目は花園にありますソプラティコですけれども、オープンは平成元年となっております。25メートルのプールが5レーンありまして、主な設備としてジャグジーですとか、ダイビングプールなどの設備がございます。

それから最後に、築港にありますスポーツ&スパリゾート小樽、旧コナミですけれども、オープンは平成11年となっております。25メートルのプールが8レーンありまして、ウオータースライダー、造波プール、バスルーム、サウナなどの設備がございます。

3施設とも、いずれも新耐震基準でつくられた施設ですので、耐震基準はクリアしているというふうに把握しております。

○佐々木委員

そうした民間施設活用の際、活用するとすれば、市として各施設や利用者への施設維持や利用料などを助成したり、支援したりするというのは、どの程度想定されていますか。

○（財政）中津川主幹

民間プールの活用策といたしましては、民間プール事業者に運営費として補助する方法ですとか、市民プールとして賃貸借契約を締結する方法、それから、市民の皆さんに民間プールを利用する際に補助する方法などさまざま考えられるわけですけれども、各施設の状況ですとか規模等に応じて、個別具体的に課題を整理しながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

この質問として最後ですけれども、これらの施設で水泳の競技大会というのは可能なのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

これらの3施設とも日本水泳連盟の公認プールではありませんので、正式タイムとなりませんことから、全道クラスの大会を開催するというのは、現実難しいのかというふうに思っております。ただし、現在も高島小学校温水プールで市民スポーツ大会などの地区大会については開催しております。高島小学校温水プールも非公認ではありますがけれども、そういった地区大会の規模のプールであれば、これらの民間施設でも開催が可能であるというふうに考えております。

○佐々木委員

私が思うに、この素案の中で、この市民プールのことが大きなポイントになってくるだろうというふうに思います。これまで市民の中でも、それからこの議会の中でもプールの話はずっと進んでいましたし、本当に建設に向けて、一時話も進んでいるところでした。これを一転して、民間施設でという案を出すに当たっては、市の施設をつくらない。これを進めるということであれば大きな方向転換というか、大変なことだというふうに、それなりの覚悟を持って出されてきたのだろうなというふうに思います。

これについて、今すぐ私たちからどうしろこうしろ、こうしてほしいというのはまだ出せるだけの資料が実はありません。私たちだけではなくて、大方がそうだと思うのですけれども、どちらにしてもしっかりとした根拠となる客観的な資料や数字を示して、今後市民が納得できる最終案を出してもらいたいと思います。もしお答えできるのであれば、その辺のところを最後にお答えいただきたいと思います。

○（財政）中津川主幹

私どもも、以前に市民から早期建設についてということで陳情が採択されたことは非常に重く受けとめておりますし、重要な課題であるということもずっと言い続けてきたと思います。本来であれば、再編計画は39施設の中で、老朽化の中でやるところを、あえてプラス1、プール、これも市民からの要望があったということで、老朽化した体育館を建てかえるのにあわせて、私どもがあえて入れさせていただいた経緯もございますので、プールをつくらないという案も入っておりますけれども、これから同じ土俵に上げさせていただいて、市民の意見も改めて聞かせていただきたいということでございますので、その辺は何とぞ御理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎災害対策について

それでは、災害対策について何点かお尋ねしていきます。

昨年9月に北海道胆振東部地震があって、全道に及ぶ停電、それらを経験して、小樽市でも小樽市地域防災計画を修正するという状況だと思うのですが、それらの地域防災計画についてお尋ねしていきたいと思います。

今回、これまで修正変更された部分、その部分をまずお知らせいただきたいと思うのですが。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ただいまの小樽市地域防災計画の修正等につきましてお答えさせていただきます。

小樽市地域防災計画の改訂につきましては、例年2月に開催しております小樽市防災会議に図りまして、修正等を行っております。昨年度、ことしの2月に行いました小樽市防災会議の中では、この地域防災計画の改訂につきまして、例年行っております文言の整理や消防計画、医療救護計画の全面改訂のほか、先ほど質問がございました北海道胆振東部地震を踏まえまして、停電対策計画と災害ボランティア連携計画を新設しております。

○中村（岩雄）委員

資料を見させていただいていましたけれども、まず停電対策計画の第24節の部分、それから災害ボランティア連携計画の第25節、ここが新しくなったということなのです。そうしたら、停電対策計画について少し詳しくお聞きしていきたいのですが、まず、資料を見ますと事前対策、それから応急対策というふうに分かれています。その停電対策計画の中の内容について、事前対策についてはどういうものがあるのか、具体的に説明をしていただければありがたいのですが。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ただいまの事前対策の大まかな項目につきましては、1番目としまして、情報収集や集約体制、連絡体制及び通信方法、非常用電源等の資機材確保、優先復旧すべき重要施設の所在、感電事故や電気火災の防止に関する市民等への広報、その他防災、応急対策に必要なこととしております。

○中村（岩雄）委員

例えばこれは、多分北海道電力と市の役割を明確にしたいということでこういう設定、項目があるのだと思うのですが、例えば情報収集とか集約体制というのは、北海道電力との間で具体的にどういう体制づくりをしていこうということなのでしょう。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

北海道電力株式会社送配電カンパニー小樽支店との連絡網につきましては、通常時の連絡網もつくっております

し、北海道電力株式会社送配電カンパニー小樽支店の業務部長、それと企画総務グループリーダーと私ども災害対策室の室長、主幹が連絡網をつくっています。

○中村（岩雄）委員

そういうメンバーで北電と情報についてやりとりをするということなのですか。例えば市から北電に持っていく情報、それから北電から与えていただく情報というのは、それは交換し合って、情報の収集だとか集約をしていくということ、そういう意味でよろしいですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ただいまの御質問のとおり、通常の電話が使用できない場合につきましては、ホットラインということで、先ほどの業務部長、企画総務グループリーダーの携帯電話と、私どもの公用の携帯電話で連絡を密にすることになっております。

○中村（岩雄）委員

1年前に全停電、ブラックアウトになって、いろいろ市民も情報を取るのに困ったし、小樽市としても情報を発信するのに、いろいろ集めてそれを発信するということで、随分いろいろな障害があつて苦勞したと思うのですが、今それを解消するために北電といろいろ協議をして、そういう体制づくりをしていくということだろうと思うのですけれども、そういう説明でよろしいのですよね。それを具体的に形にしていくということでもよろしいのですね。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今御質問のあつたとおり、具体的に連絡網をつくっているということになっております。

○中村（岩雄）委員

そういった情報をいろいろ市民にも伝えていくということですね、タイムリーに。そういうことでよろしいのですね。

それから、これは非常用電源の話なのですが、「色材の確保」とありますけれども、これはどういう意味ですか、「非常用電源に色材の確保」というのは。これは、例えば非常用電源、これは避難所に一般市民などが避難したときに、そういうときのための非常用電源の色材確保、何か見分けるための方法ということでもよろしいですか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

この非常用電源等の資機材の確保という部分につきましては、今年度予算を組みまして、ポータブル発電機等の停電対策を現在行っているところでございます。

（「発電機の色材確保というのは、これどういう意味なのですか」と呼ぶ者あり）

事前対策としまして、今年度の予算で各停電対策の資機材を確保している状況でございます。

○中村（岩雄）委員

その色材の意味がわからないのですけれども、色の材と書いていますよね。「非常用電源に色材の確保」、その意味がわからない。

○（総務）災害対策室長

申しわけありません。今お尋ねなのは、先ほど申し上げた事前対策の中の非常用の電源の確保ということですね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

これにつきましては、北電で用意するもので、例えばこれは電源車とか、そういうものを北電で持っておりますので、そういった意味での非常用資機材の確保といったことでございます。

○中村（岩雄）委員

いまひとつわからないのだけれども、それは後でまた確認させていただきたいと思います。先に進みます。

それから、優先復旧すべき重要施設の所在とありますけれども、1年前も、あちこち、向こうの地域は、あの施

設は復旧したけれどもこちら側がまだだとか、道路を挟んで向かい同士でまだ通電になっているところとなっていないところといろいろと出て、市民もいろいろ混乱したと思うのです。そういう面で、復旧させていく優先順位をつけて確定していくという認識でよろしいですか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

昨年の大規模停電の際にも、例えばこういう市役所の庁舎ですとか救急病院、そういう部分については優先的に復旧していただきたいということで、市から北電に対してお願いを行ったところでもありますけれども、北電側の回答といたしますか、総意としては、そういうところまで小樽支店として判断できる状態ではないということでお答えをいただいております。事前にそういう状況があったものですから、事前に市としてこういう施設が重要だということである程度示させていただいた中で、あくまでもこういう施設があるのでということで、協力要請という形にはなかるかと思っておりますけれども、そういう形での対応ということで考えております。

○中村（岩雄）委員

市内で、やはり重要なというか、大事だと思われるものを北電に優先的に通電してほしいという意味での表現なのですね。

それから、感電事故や電気火災の防止に関する市民等への広報とあります。これは通常、例えば広報おたるなどを使っての広報という、そういう意味ですか。その他、何かいろいろありましたらお聞かせください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

感電事故あるいは電気火災というのは、今回、千葉のほうの台風15号でもございましたけれども、停電から復旧した建物が、通電、電気が通ることによって傷んだ場所から火災が発生するというふうな事態があったと、報道の範囲ですけれども聞いております。そういったことを広報車等、あるいは市のホームページですとか、そういったような媒体を通じて、そういうふうな危険性があるので十分に注意してくださいということで、市民等への広報を行うということでございます。

広報誌という部分は、通常時というか、平常時の広報という部分では、そういうふうな災害時の対応、注意点ということで、そういうお知らせといたしますか、そういうふうなこともやっていきたいというふうに考えています。

○中村（岩雄）委員

通常時と、それから災害時のそういう場面での広報という意味ですね。

その他防災、応急対策に必要なこととありますけれども、何かその他の部分で追加する部分がありましたら説明してください。

○委員長

追加部分ということですが。

（「なければあれですよ、いいですよ」と呼ぶ者あり）

中村岩雄委員、もう一回質問してもらえますか。

○中村（岩雄）委員

事前対策としての（6）で、その他防災、応急対策に必要なことというふうに表現がありますけれども、それで何か追加する部分があったらお聞かせいただきたいということです。なければ次へ行きます。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

その他ということですがけれども、例えば今年の、これもブラックアウトのときに問題になりました、人工呼吸器を使用されている方、あるいは信号がつかないということで、交通も大変危ないというふうな状況がありましたので、そういう方に、例えばですけれども非常用電源を貸し出すルールづくりとか、そういったような部分。当然、それを行っていく上で、市あるいは北電がどのような資機材を持っているかというふうな事前の確認等もあるかと思っておりますけれども、そういった部分が一例としてあるのかというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

そういう非常用電源を貸し出す場面も想定しているということですね。

それから次に応急対策で、市と北電がそれぞれ行う応急対策なのですけれども、この部分で何か追加する部分と
いいですか、ありましたらお知らせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

応急対策につきまして追記する部分なのですけれども、現在考えております部分につきましては、ここに記載し
ているほかは、今のところはないような状況でございます。

○中村（岩雄）委員

今回、新たに停電対策としての資機材の配備ということが挙げられると思うのですが、これもやはり経験を通し
て、発電機だとかが必要だということなのですけれども、今までの避難所だとかの体制プラスこの経験を通して新
しく配備されるもの、それがどういうところに配備されるのか、何を配備するのか、それをいま一度確認させてく
ださい。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

まず、どういうところという部分についてでございますけれども、今、市内63カ所の指定避難所がございますが、
うち35カ所の避難所、35カ所の内訳は小学校が18カ所、中学校が12カ所、保育所が4カ所、あとは市民センター、
これで35カ所になりますけれども、こちらに配備するということになります。

次に、何をという部分についてでございますけれども、1カ所当たりの資機材をお示ししていきますが、ポータ
ブル発電機、投光器、赤外線ヒーター、電気ポット、携帯電話等の充電に使用する電源タップ、コードリール、燃
料携行缶、こういったものを1カ所の避難所に配備していく予定でおります。

○中村（岩雄）委員

経験として停電対策資機材、新たに配備するものということですね。これは、昨年ほかの自治体などのいろいろ
な災害の場面で、そういったものが例えば作動しないだとか、壊れてしまったというのはよく出てくると思うので
すが、そういうものを保管するためのものとか、ふだんからの備え、そういうものも備えをいたしますよとい
う話を聞いたのですけれども、それがあるのでしたら説明してください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

委員がおっしゃられましたように、機械のものもありますので、故障等が発生する場合もあるということで、投
光器ですとかヒーター、電気ポット、コードリール、こういったものについては、一応予備を旧祝津小学校に保管
して、万が一の際に使用してまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

そういう予備を備えるというのは非常にいいのだろうと思うのですけれども、ただ、なぜ旧祝津小学校なのかな
という感じがするのです。ここしか場所がなかったのか。例えば、小樽はウナギの寝床のように銭函から蘭島まで
ずっとあります。そういう中で、例えば各避難所などにすぐ補充しなければいけないというような場合、距離的な
問題などを考えると、どこにでも比較的等距離、等距離は無理だと思いますけれども、やはり旧祝津小学校を選ん
だ理由です。保管場所としてそこしかなかったのかどうか、どうなのでしょう、その辺は。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

他の避難所というお話が今ございましたが、まず、私どもが第一に考えたのは、この市庁舎内ですとか、そうい
った部分を想定しましたけれども、言うまでもなく、そういったようなスペースは確保できないといった中で、次
善の策ということで、現在旧祝津小学校は、これも指定避難所の一つではございますので、こちらに保管場所を設
けたところでございます。そういう経過でございます。

○中村（岩雄）委員

FMおたるの難聴地域解消についてなのですが、第2回定例会でも私はこれに触れました。他の委員も触れていると思いますけれども、FMおたるをお訪ねしたときに、難聴地域を解消してほしいということで、それはFMおたるの、これまで20年前から要望がありましたが、今回そういうことで前進できるということで非常に喜んでおりました。ただ、そのときに、その基地局を対応していただくというのは非常にありがたいのだけれども、それと同時にサイマル放送というのがあるのです。これについて、担当ではどのようにお考えでしょうか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

サイマル放送につきましては、インターネット環境があれば、ラジオの電波が届かないところでもパソコンやスマートフォンを活用してFMおたるを聞くことができるというような放送形態なのですけれども、これについて、当然、電波が届かないところでも聞けるということで、私どもとしても市民の皆さんへの周知を図っているところでございます。

直近の取り組みといたしまして、8月30日から9月5日が防災週間というところだったのでございますけれども、この期間に、広報広聴課に依頼をいたしまして、9月4日にフェイスブック、9月5日にはツイッターで、広報広聴課「オススメ・無料アプリFM聴」レポートという形で、サイマル放送の使い方について周知を行ったところでございます。

これ以外にも、市のホームページの災害対策室のページにバナーを置いておりますし、それから、まち育てふれあいトークですとか、町会の防災訓練などの機会を捉えて、必ずしもラジオでなくても、こういったサイマル放送という形で聞けるのだというふうなことについて周知を行っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

サイマル放送と組み合わせて市民周知を図りつつ、難聴地域解消に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、停電対策としてどのようなものがあるのかということと、それから災害ボランティア連携計画というのがあります。これについて、具体的な内容について説明をお願いできますか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

その他の停電に対する取り組みということで、昨年の北海道胆振東部地震以降の取り組みということで一例を紹介させていただきますと、株式会社トヨタレンタリース札幌という会社が保有する電源自動車の優先的貸与を受けまして、災害時において本市停電応急対策業務に資することを目的といたしまして、本年3月28日に同社と本市の間で災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定を締結しております。また、本年8月30日に実施した小樽市総合防災訓練においては、この協定に基づいて同社より電源自動車を借用し、実際に電源供給訓練を実施したところでございます。

二つ目の災害ボランティア連携計画の内容ということでございますけれども、災害発生後の応急復旧等に災害ボランティアの方々が大きな役割を果たしているというのは委員も御存じのとおりかと思っておりますけれども、このことを明確にするということと、あと、ボランティアが活動していく上で必要な環境整備、ボランティアセンター、こういったものを設置、運営を誰がやるのか、そういったことに関することを定めております。

○（総務）災害対策室長

申しわけございません。先ほど私がお答えしました、事前対策の（3）の非常用電源等の資機材確保というところで、私のほうで勘違いしまして、北電の応急対策の部分を一部答えてしまいました。先ほど危機対策担当主幹から答えましたように、ポータブル発電機ですとか、投光器ですとか、そういったものが非常用電源等の資機材の確保と、そういったところに該当するものです。

改めて訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時47分

再開 午後5時04分

○委員長

休憩前引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第32号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案を否決、議案第34号小樽市非核港湾条例案は可決を主張し、討論を行います。

議案第32号です。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い審査の手数を改定するものが、消費税増税に伴うものであり、賛成できません。

議案第13号です。核兵器搭載艦艇を入港させない取り組みが必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第34号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第32号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定しました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。